

9月企画運営委員会次第

日 時 平成 25 年 9 月 12 日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1)「神奈川県子ども・子育て会議」の結果について
 - (2)「保育の日前夜祭」について
 - (3)自己評価・保育所の評価研修会(後記)の開催について
 - (4)子ども・子育て新制度をめぐる動向研修会の開催について
 - (5)全国保育研究大会について
 - (6)その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No13
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※10月企画運営委員会(予定)

平成 25 年 10 月 24 日(木)14:30～ 県社会福祉会館第1会議室

「神奈川県子ども・子育て会議」をスタートします！

平成25年9月4日

記者発表資料

「神奈川県子ども・子育て会議」をスタートします！

神奈川県では、昨年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づく「神奈川県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定とその推進にあたり、外部からの幅広いご意見をいただくため、「神奈川県子ども・子育て会議」を設置します。

県で策定する計画には、国の子ども・子育て支援新制度に対応して、平成27年度から5年間の、幼児教育や保育の提供方策等を位置づけます。

つきましては、第1回会議を9月9日(月曜日)に開催します。



1 日時

平成25年9月9日(月曜日)13時から15時

2 場所

神奈川県庁 新庁舎8階 議会大会議室

3 委員

別紙「委員一覧」のとおり

4 議事

1. 県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項等と本県の状況について
2. 今後のスケジュール(部会の設置を含む)
3. その他

※冒頭に、知事出席で委嘱式を行います。

5 傍聴について

傍聴定員:10名

傍聴受付:平成25年9月6日(金曜日)12時までに、FAX又はメールで次世代育成課に申し込み

※傍聴希望者が定員を上回った場合には、抽選とさせていただきます。

6 取材について

取材について 会場には記者席を設けてあります。

資料

別紙「[神奈川県子ども・子育て会議委員一覧](#)」[Wordファイル/69KB]

参考資料「[神奈川県子ども・子育て会議条例](#)」[Wordファイル/37KB]

問い合わせ先

神奈川県県民局次世代育成部

次世代育成課 課長 井上 電話 045-210-4660

副課長 榊原 電話 045-210-4661

ファクシミリ 045-210-8831

神奈川県子ども・子育て会議 委員一覧

(敬称略)

	条例における 選出区分	所属・役職等	氏名
1	子どもの保護者	子育て当事者（父親） 逗子市子ども・子育て会議委員	東 浩司
2		子育て当事者（母親） 平塚市子ども・子育て会議委員	太田 小織
3	市町村長	神奈川県市長会 横浜市長	林 文子
4		神奈川県町村会 湯河原町長	富田 幸宏
5	事業主を代表する者	(一社) 神奈川県経営者協会 名誉会長	高橋 忠生
6	労働者を代表する者	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 女性局長	大橋 由紀子
7	子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	(公社) 神奈川県私立幼稚園連合会 会長	渡邊 眞一
8		(社福) 神奈川県社会福祉協議会 施設部会 保育協議会 会長	萩原 敬三
9		(公社) 神奈川県医師会 理事	玉城 嘉和
10		(公社) 神奈川県看護協会 保健師職能理事	佐藤 慎子
11		(社福) 神奈川県社会福祉協議会民生委員児童委員部会 部会長	鈴木 立也
12		神奈川県保育士養成施設協会 会長	平野 建次
13		NPO法人葉山っ子すすくすくパラダイス 理事長 (子育て支援 活動団体)	野北 康子
14	子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	横浜弁護士会 こどもの権利委員会 委員	高藤 杏花
15		上智大学経済学部 教授 (少子化問題)	鬼頭 宏
16		保育システム研究所 代表 (幼児教育・保育)	吉田 正幸
17		日本総合研究所 主任研究員 (子育て支援)	池本 美香
18		小田原女子短期大学 学長 (児童福祉)	小沼 肇
19	子どもの領域研究所 所長 (放課後児童健全育成)	尾木 まり	
20	関係行政機関の職 員等	神奈川県市町村教育長会連合会 秦野市教育委員会教育長	内田 賢司

○神奈川県子ども・子育て会議条例（神奈川県条例第 87 号）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 神奈川県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の委員（以下「委員」という。）は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員）

第4条 子ども・子育て会議に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は

解任されるものとする。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、その所掌事項に係る専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第7条 子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項等と本県の状況について

1 県計画策定に向けたスケジュール

	国	県	市町村
25年度	4月 子ども・子育て会議設置 8月 基本方針(案)策定 政省令案順次公表	7月 子ども・子育て会議 条例制定 第1回子ども・子育て会議 1～3月	子ども・子育て会議設置 教育・保育等に関する ニーズ調査 7～12月 調査結果に基づく量の推計
26年度	4月 消費税8% (予定)	第2回子ども・子育て会議 7～9月 第3回子ども・子育て会議 年度後半 第4回子ども・子育て会議 3月末 県計画策定	報告 量の見込と確保方策 法定協議 市町村計画案 3月末 市町村計画策定
27年度	4月 本格施行 10月 消費税10% (予定)		

【子ども・子育て会議開催予定】

	開催回数(予定)	時期	主な内容
平成25年度	1回	第1回 25年9月9日(月)	・計画策定に関する基本的情報の共有 ・計画の策定スケジュール ・部会の設置
平成26年度	3回	第2回 26年4月頃	・県計画の骨子案 ・ニーズ調査結果に基づく量の推計
		第3回 26年9月頃	・県計画の素案 ・見込量設定と確保方策の案
		第4回 27年3月頃	・県計画案

2 子ども・子育て支援法に基づく計画の記載事項

【県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項】

(必須記載事項)

- 1 都道府県設定区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - ① 児童虐待防止対策の充実
 - ② 社会的養護体制の充実
 - ③ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ④ 障害児施策の充実等

(任意記載事項)

- 1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等
- 2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 3 教育・保育情報の公表に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期
- 6 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間
- 7 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価

【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項】

(必須記載事項)

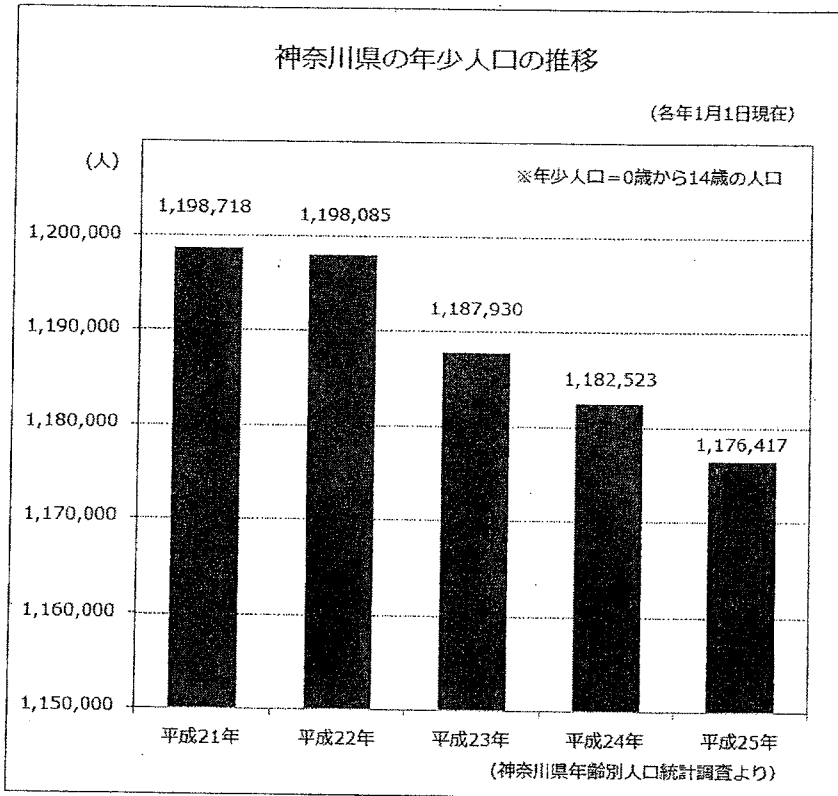
- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(任意記載事項)

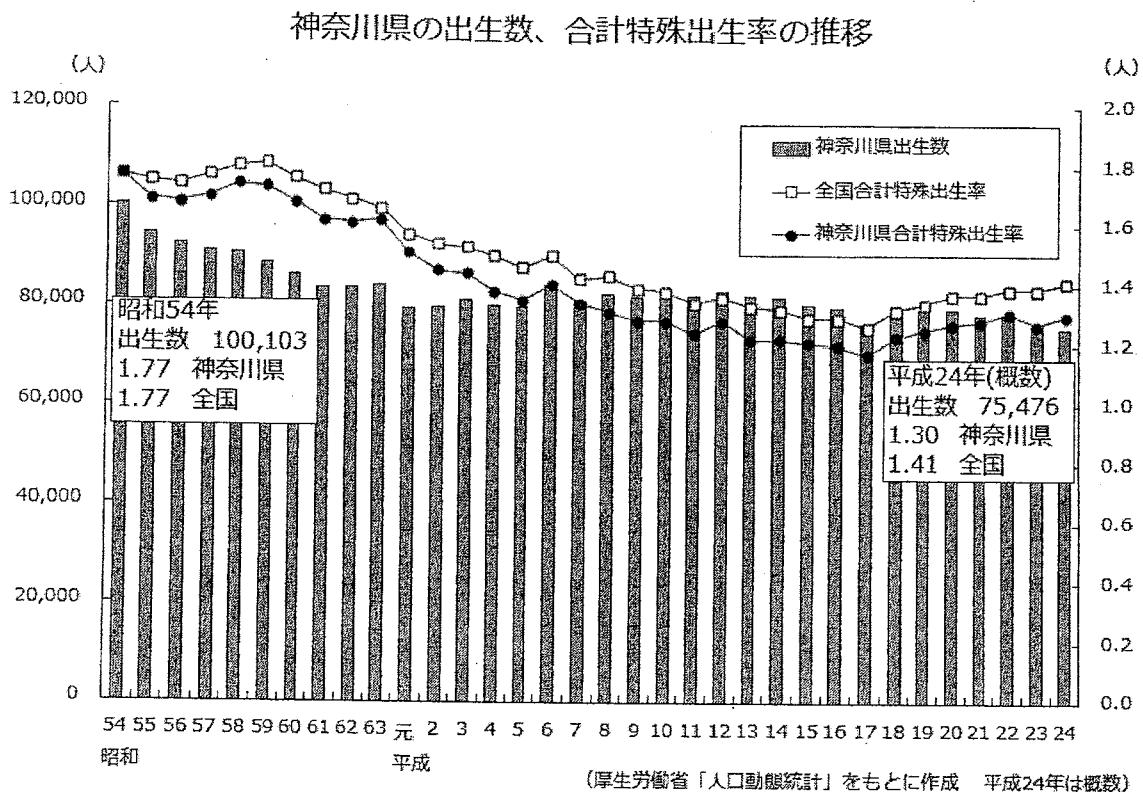
- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - ① 児童虐待防止対策の充実
 - ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ③ 障害児施策の充実等
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

3 本県の状況について

(1) 神奈川県の子少人口の推移



(2) 神奈川県の出産数、合計特殊出生率の推移



(3) 都道府県別の合計特殊出生率

都道府県別の合計特殊出生率

全国	1.41
----	------

高い都道府県			低い都道府県		
1	沖縄県	1.90	41	宮城県	1.30
2	島根県	1.68	41	神奈川県	1.30
3	宮崎県	1.67	41	大阪府	1.30
4	鹿児島県	1.64	44	埼玉県	1.29
5	長崎県	1.63	45	北海道	1.26
6	熊本県	1.62	46	京都府	1.23
7	佐賀県	1.61	47	東京都	1.09

(厚生労働省「平成24年人口動態統計月報年計(概数)」より)

(4) 都道府県別の出生数

都道府県別の出生数

全国	1,037,101
----	-----------

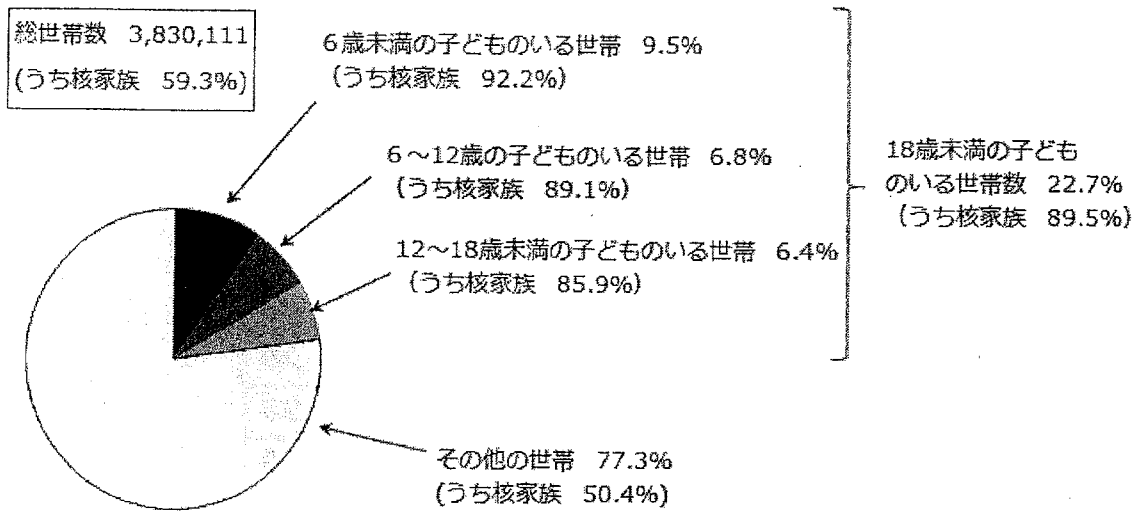
(単位:人)

多い都道府県			少ない都道府県		
1	東京都	107,402	41	福井県	6,712
2	神奈川県	75,476	42	秋田県	6,543
3	大阪府	72,890	43	山梨県	6,336
4	愛知県	67,909	44	徳島県	5,744
5	埼玉県	56,942	45	島根県	5,585
6	千葉県	48,881	46	高知県	5,266
7	兵庫県	46,435	47	鳥取県	4,771

(厚生労働省「平成24年人口動態統計月報年計(概数)」より)

(5) 子どものいる世帯の割合と核家族の割合

子どもがいる世帯の割合と核家族の割合



(総務省 平成22年「国勢調査」より)

(6) 3世代世帯の割合(都道府県別)

3世代世帯の割合(都道府県別)

高い都道府県			低い都道府県		
1	山形県	21.5%	41	沖縄県	5.5%
2	福井県	17.5%	42	京都府	5.1%
3	秋田県	16.4%	43	北海道	3.9%
4	新潟県	16.4%	44	神奈川県	3.7%
5	富山県	16.1%	45	大阪府	3.6%
6	福島県	15.3%	46	鹿児島県	3.2%
7	岩手県	15.1%	47	東京都	2.3%
全国		7.1%			

(総務省 平成22年「国勢調査」より)

※3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

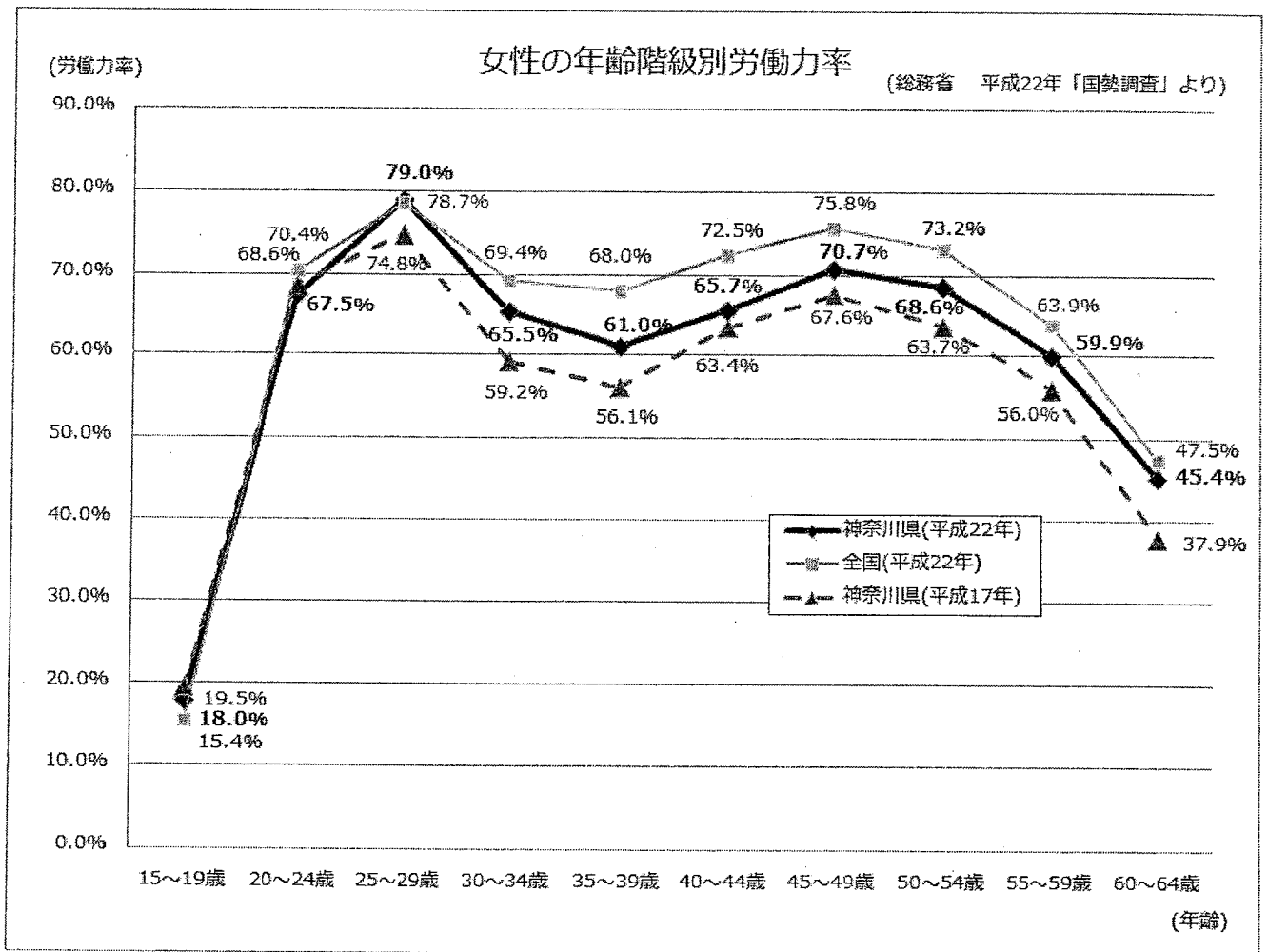
したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれません。

(総務省統計局 平成22年国勢調査ユーザーズガイドより)

(7) 女性の年齢階級別労働力率

女性の就業状況 ～M字カーブ～

「M字の底」は上昇かつ、上の年齢層へシフトしつつあるが、神奈川県の下底の低さは全国46位(61.0%)



(8) 県内の就学前児童の状況

県内の就学前児童の状況

(単位：人)

年齢	在宅	認可 保育所	認可外保育施設					幼稚園	合計
			認定	届出	院内	企業内	小計		
0~2歳	170,973	45,411	—	—	—	—	14,834	—	231,218
3~5歳	13,176	66,130	—	—	—	—	9,370	143,312	231,988
計	184,149	111,541	11,138	9,207	3,081	778	24,204	143,312	463,206

※年齢別児童数：平成24年1月1日現在 認可保育所：平成25年4月1日現在

認可外保育施設：平成24年3月31日現在 幼稚園：平成24年5月1日現在

(神奈川県次世代育成課作成)

(9) 幼稚園の就園児数(都道府県別)

幼稚園の就園児数(都道府県別)

全国	1,583,664
----	-----------

(単位:人)

(平成25年5月1日現在)

多い都道府県			少ない都道府県		
1	東京都	172,467	41	秋田県	7,375
2	神奈川県	141,407	42	富山県	6,891
3	大阪府	119,145	43	山梨県	6,633
4	埼玉県	114,030	44	福井県	5,016
5	愛知県	97,842	45	高知県	4,259
6	千葉県	93,296	46	島根県	4,244
7	兵庫県	70,989	47	鳥取県	4,087

(文部科学省「平成25年度学校基本調査速報」より)

(10) 幼稚園への就園率(都道府県別)

幼稚園への就園率(都道府県別)

全国	54.8%
----	-------

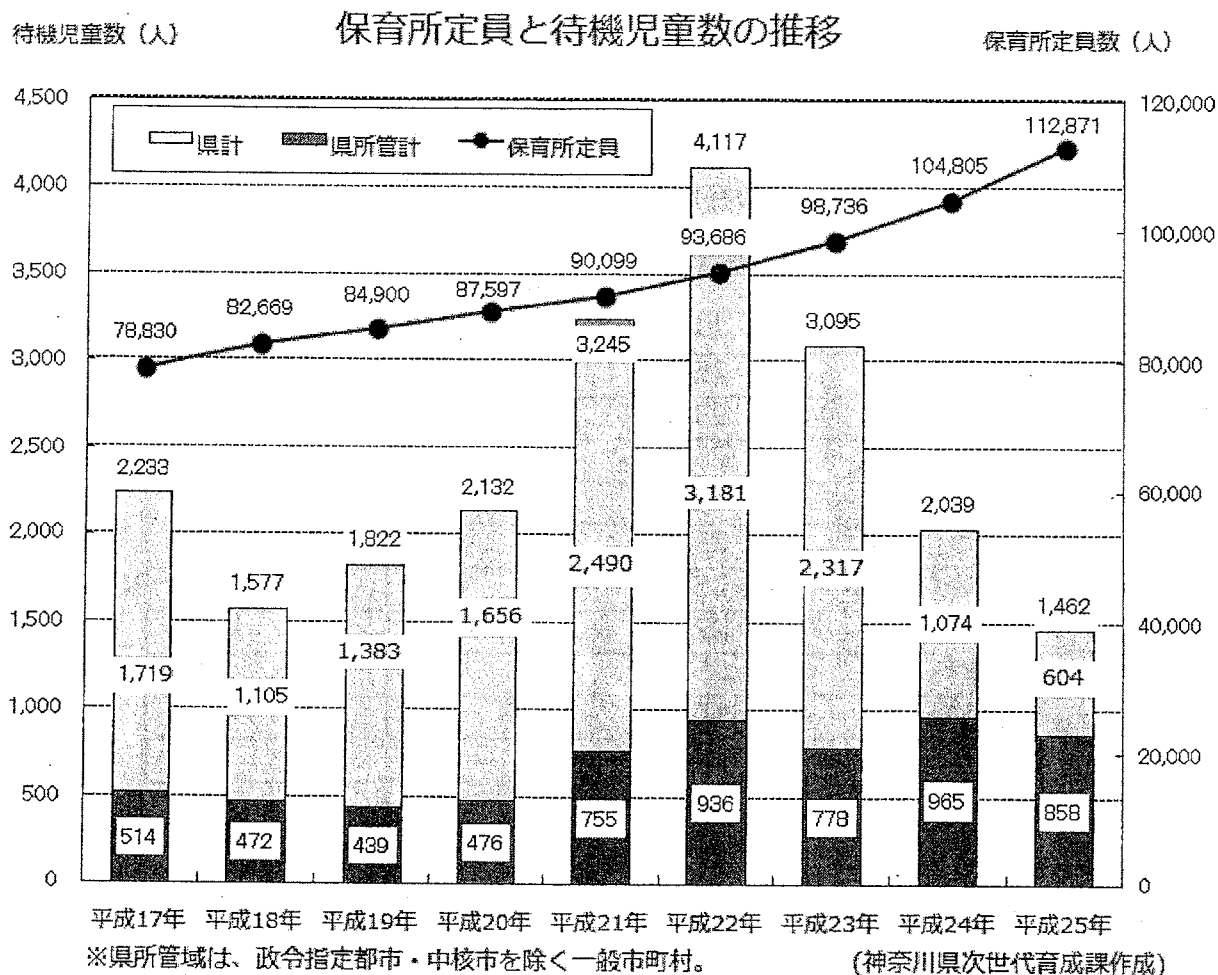
(平成25年5月1日現在)

高い都道府県			低い都道府県		
1	沖縄県	79.9%	41	鳥取県	29.6%
2	神奈川県	67.9%	42	福井県	29.4%
3	埼玉県	67.3%	43	富山県	28.6%
4	千葉県	66.2%	44	新潟県	28.5%
5	宮城県	66.1%	45	高知県	27.0%
6	福島県	66.0%	46	石川県	26.9%
7	徳島県	65.4%	47	長野県	23.7%

(文部科学省「平成25年度学校基本調査速報」より)

※就園率 = 幼稚園修了者数 / 小学校第1学年児童数 × 100

(11) 保育所定員及び待機児童数の推移



(12) 保育所整備率(都道府県別)

保育所整備率(都道府県別)

(平成24年4月1日現在)

高い都道府県			低い都道府県		
1	高知県	65.08%	41	北海道	28.33%
2	石川県	63.52%	42	静岡県	27.03%
3	福井県	62.01%	43	福島県	26.47%
4	島根県	61.85%	44	千葉県	25.81%
5	鳥取県	59.83%	45	宮城県	24.95%
6	富山県	59.32%	46	埼玉県	23.86%
7	新潟県	56.69%	47	神奈川県	22.67%

(神奈川県次世代育成課作成)

※保育所整備率 = 認可保育所定員数 / 就学前児童数 × 100

(13) 保育所整備率、待機児童数および認可外施設入所児童数(市町村別)

保育所整備率、待機児童数および認可外保育施設入所児童数(市町村別)

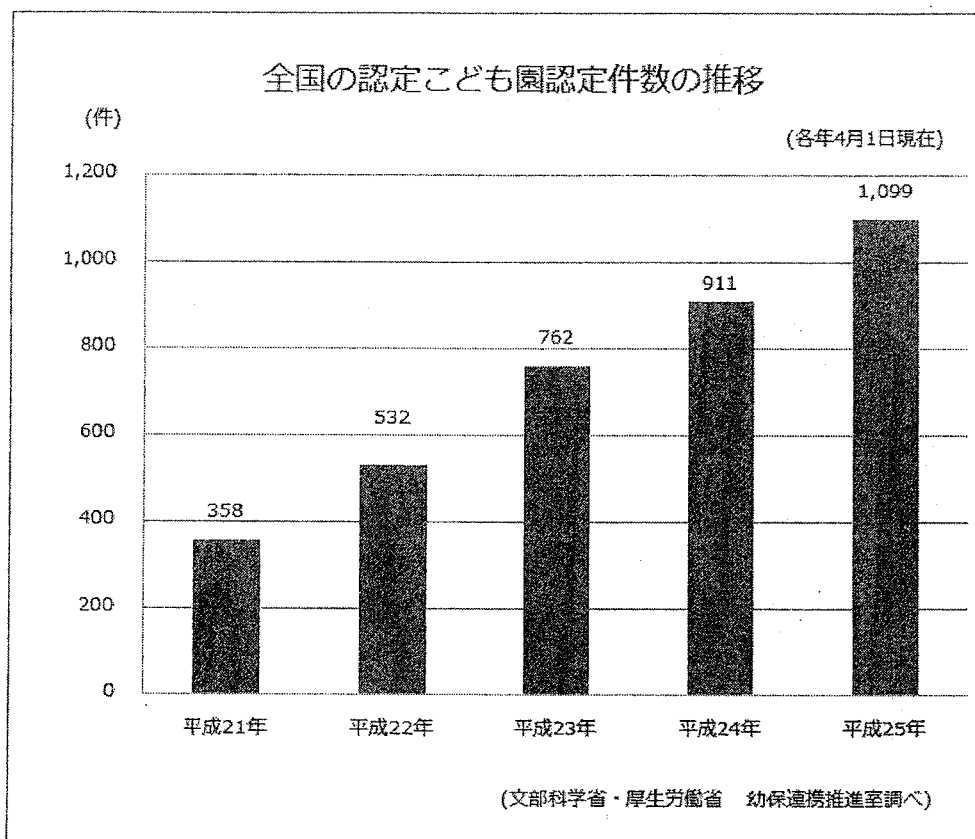
(待機児童数・認可外保育施設入所児童数の単位:人)
 保育所整備率および待機児童数は平成25年4月1日現在
 認可外保育施設入所児童数は平成24年3月31日現在

市町村名	保育所整備率	待機児童数	認可外保育施設 入所児童数
神奈川県全体	24.4%	1,462	24,204
横浜市	25.9%	0	9,909
川崎市	23.9%	438	5,523
相模原市	25.5%	132	2,023
横須賀市	21.0%	34	485
平塚市	25.5%	30	410
鎌倉市	25.8%	27	180
藤沢市	22.2%	277	1,328
小田原市	35.6%	18	431
茅ヶ崎市	18.6%	174	619
逗子市	24.2%	18	49
三浦市	21.4%	0	7
秦野市	21.8%	6	253
厚木市	20.6%	18	789
大和市	13.6%	147	1,004
伊勢原市	23.2%	14	156
海老名市	19.7%	21	215
座間市	20.7%	43	115
南足柄市	26.9%	0	150
綾瀬市	16.0%	17	59
葉山町	11.1%	30	74
寒川町	21.7%	9	202
大磯町	12.5%	1	59
二宮町	28.3%	0	0
中井町	58.0%	0	0
大井町	16.3%	0	0
松田町	14.6%	0	19
山北町	57.2%	0	0
開成町	27.2%	0	74
箱根町	86.7%	0	24
真鶴町	53.3%	0	0
湯河原町	60.1%	0	12
愛川町	30.9%	8	35
清川村	23.6%	0	0

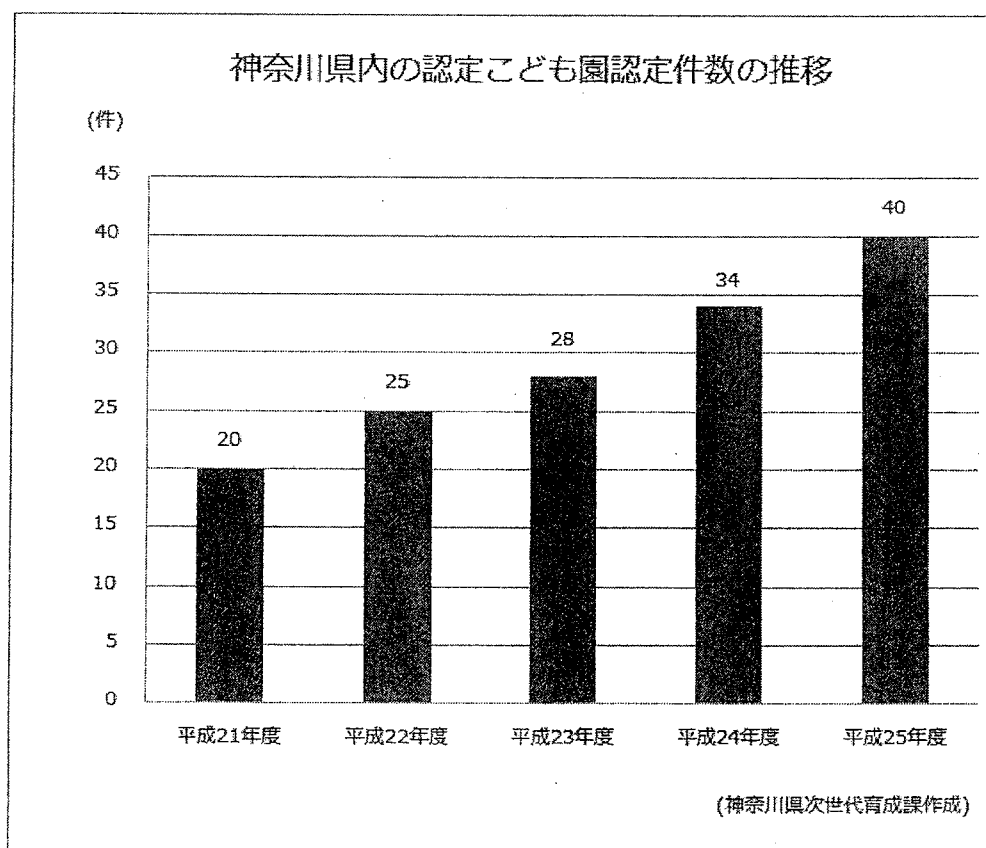
(神奈川県次世代育成課作成)

※保育所整備率 = 認可保育所定員数 / 就学前児童数 × 100

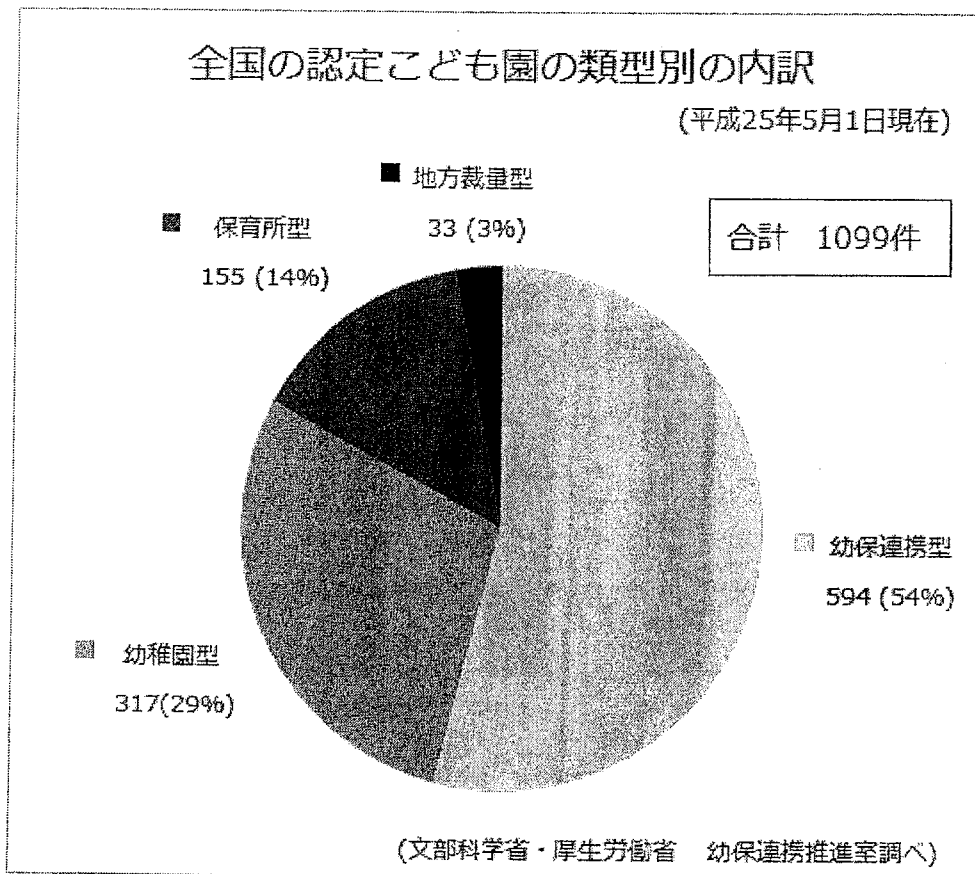
(14) 全国の認定こども園認定件数の推移



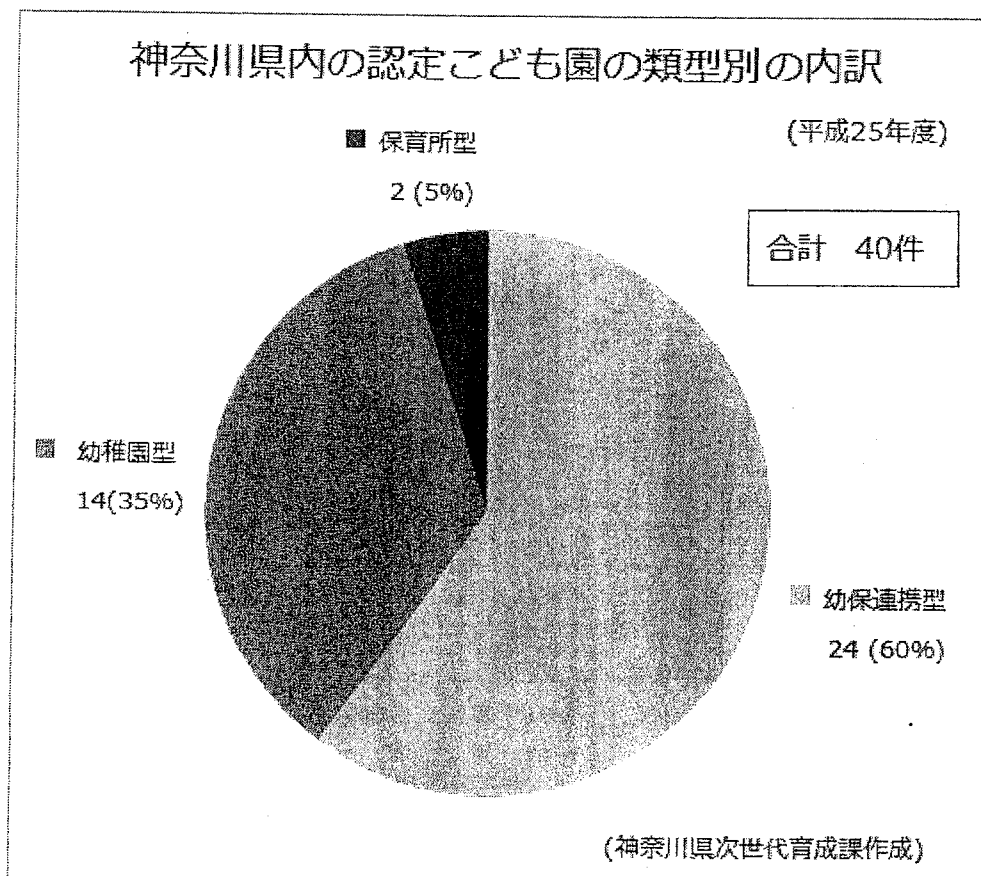
(15) 神奈川県内の認定こども園認定件数



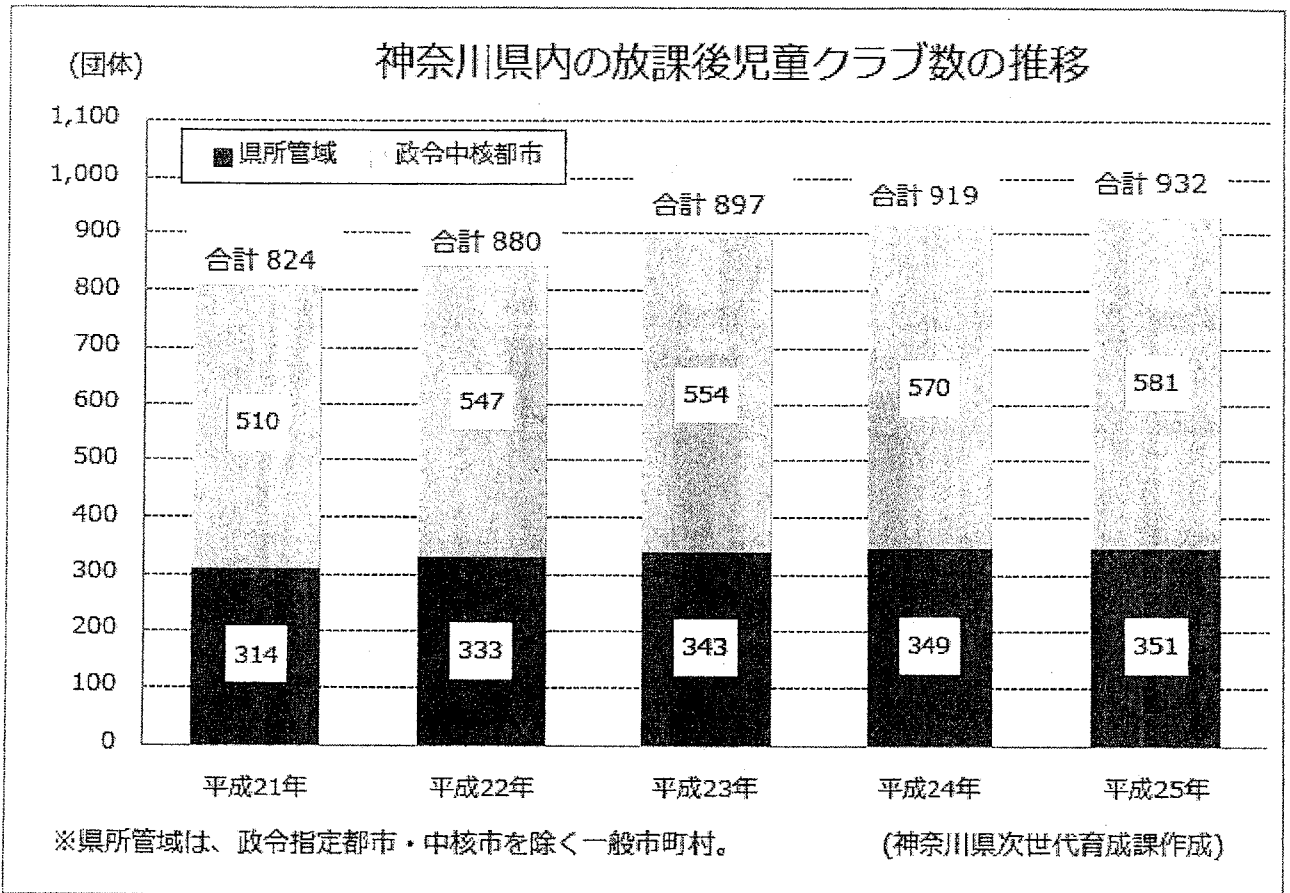
(16) 全国の認定こども園の類型別の内訳



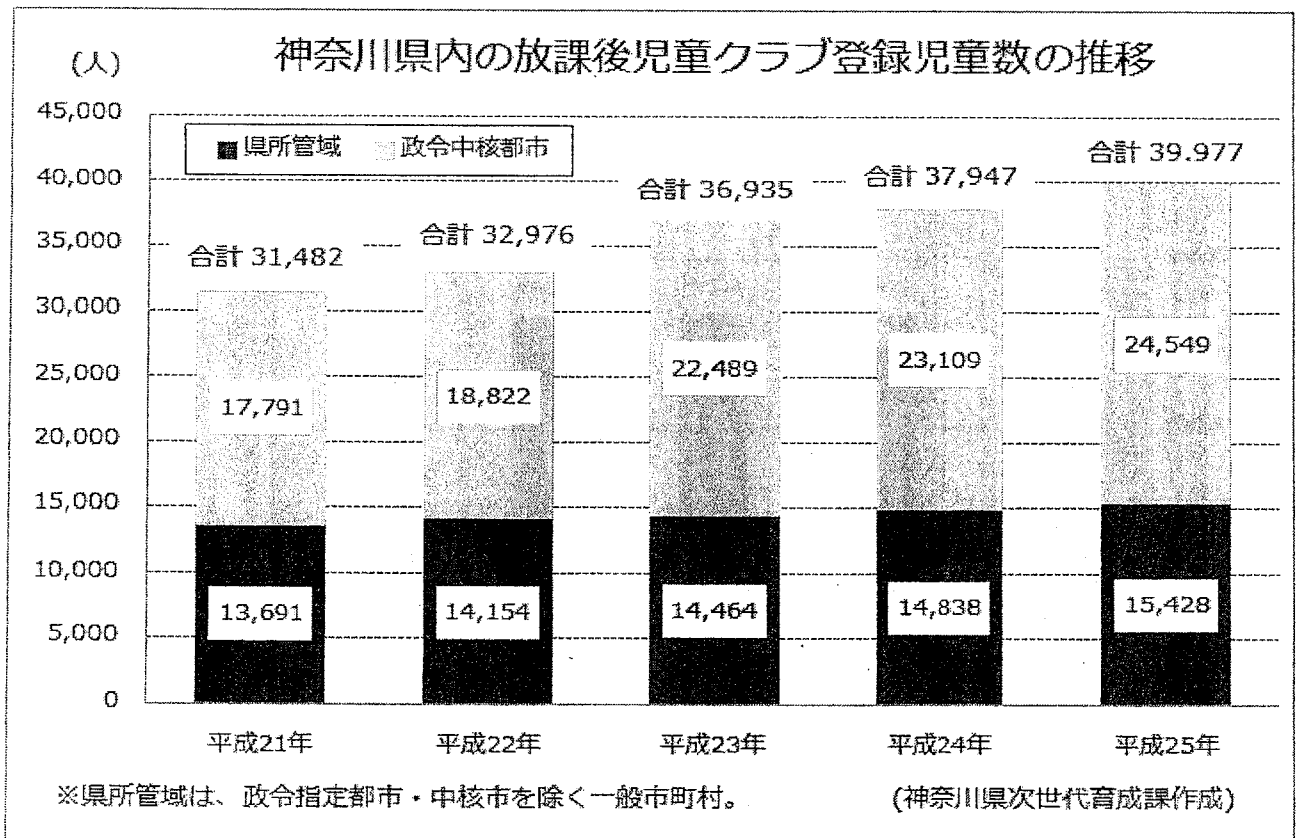
(17) 神奈川県内の認定こども園の類型別の内訳



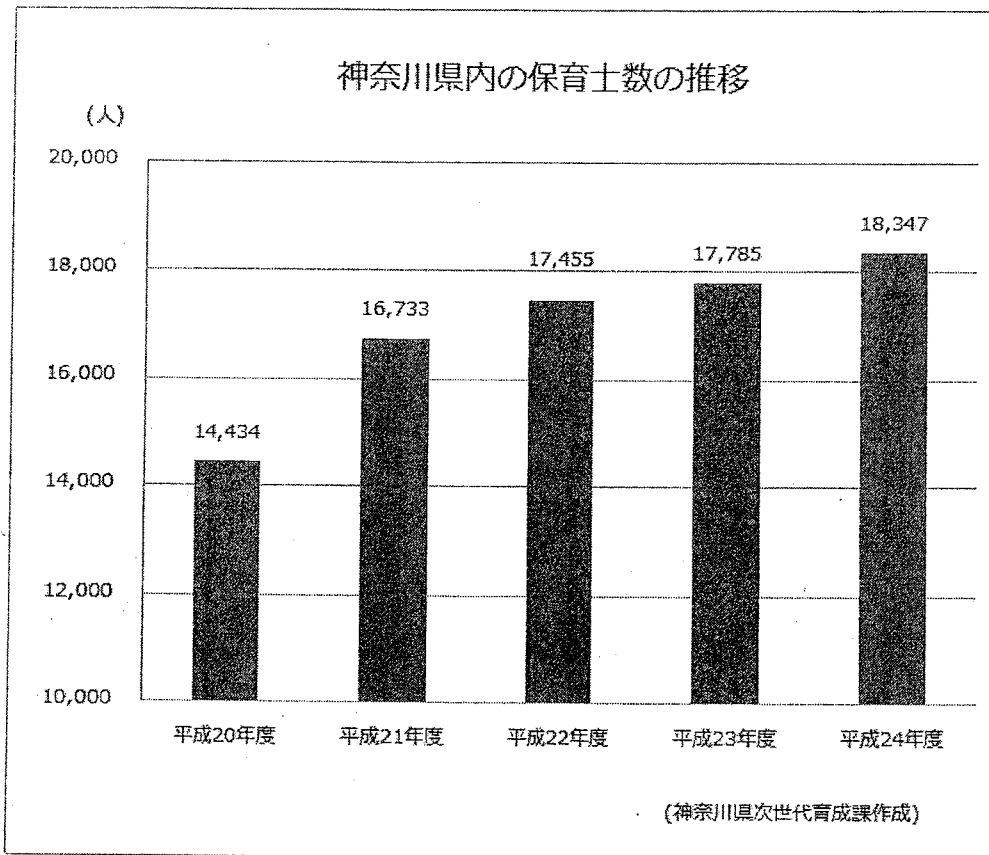
(18) 神奈川県内の放課後児童クラブ数の推移



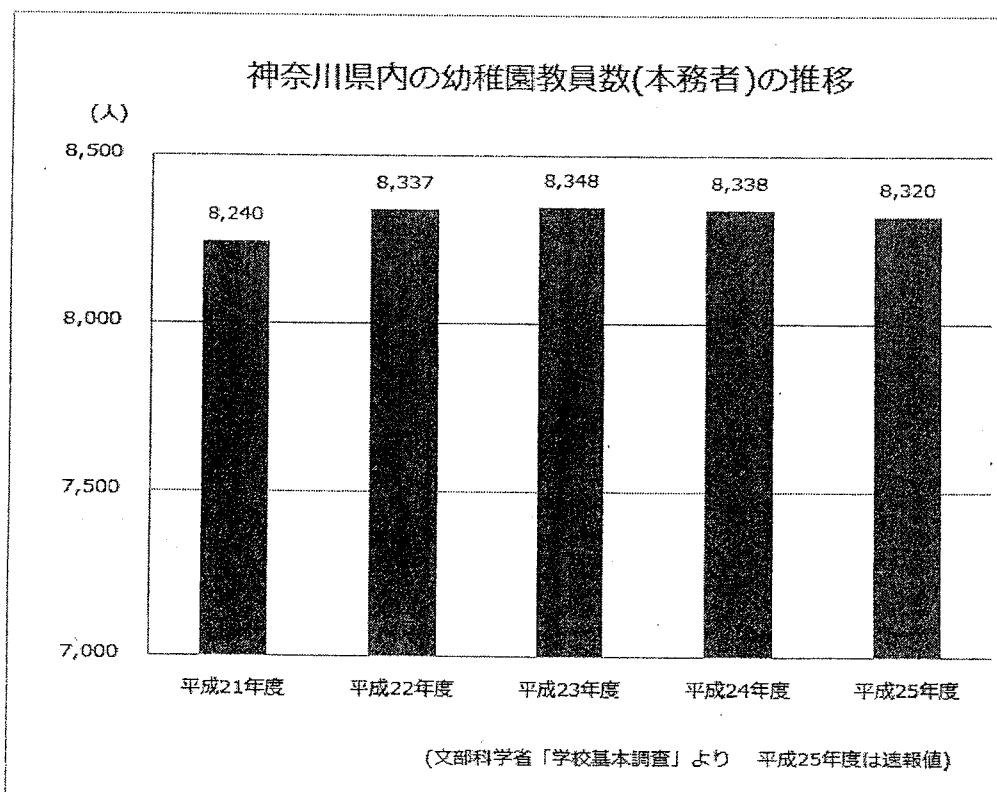
(19) 神奈川県内の放課後児童クラブ登録児童数の推移



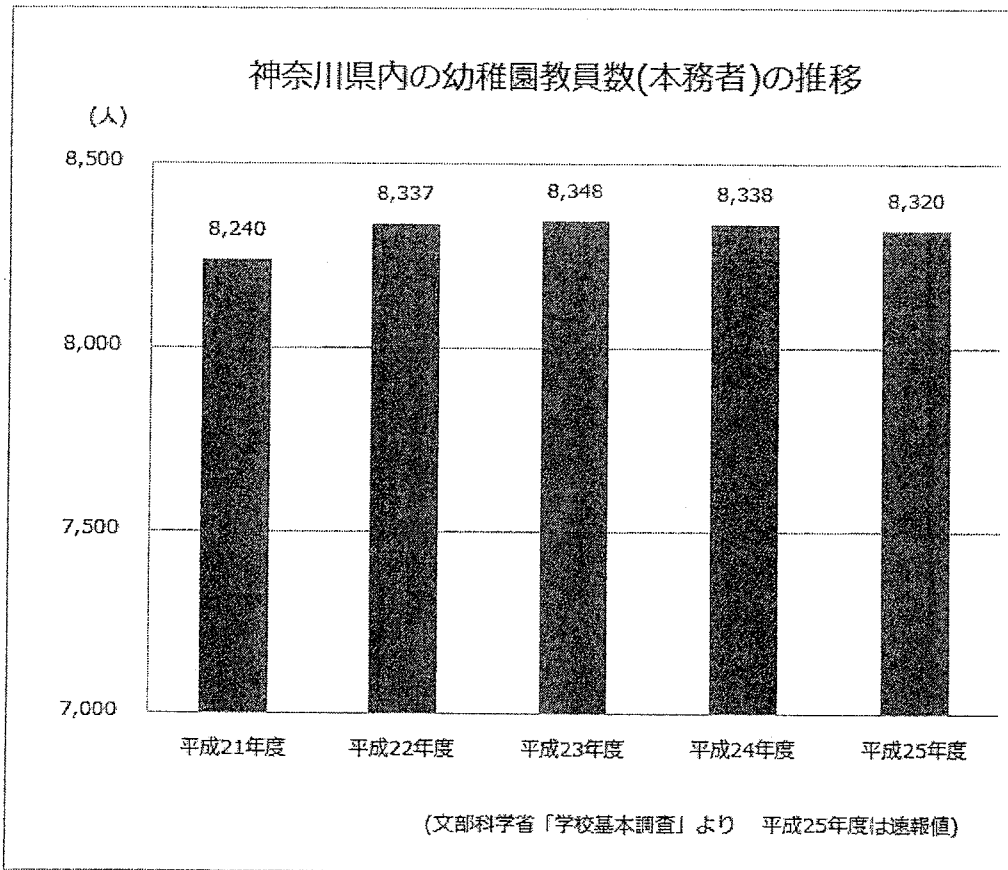
(20) 神奈川県内の保育士数の推移



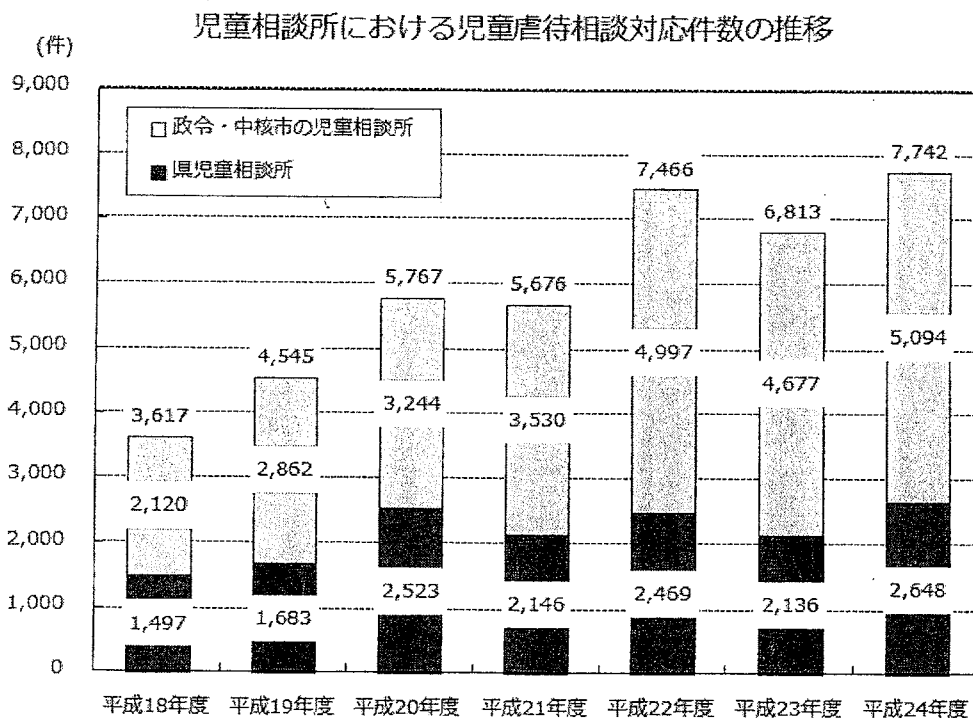
(21) 神奈川県内の幼稚園教員数(本務者)の推移



(22) 神奈川県内の放課後指導員数の推移



(23) 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



平成22年までは神奈川県子ども家庭課作成資料より
 平成23年以降は厚生労働省「平成24年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数」より
 また、平成24年度は速報値

(24) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の状況

(単位：世帯 △は減少を表す)

区分		平成17年調査		平成22年調査		増減	
		全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
母子世帯	母子世帯のみ	749,048	42,711	755,972	44,412	6,924	1,701
	両親等を含む	-	-	1,081,699	60,556	-	-
父子世帯	父子世帯のみ	92,285	6,265	88,689	6,547	△ 3,596	282
	両親等を含む	-	-	204,192	11,756	-	-

※両親等を含む世帯は、平成22年調査から調査対象とした、
(総務省 平成22年「国勢調査」より)

県子ども・子育て支援事業支援計画の記載項目と検討体制について（案）

【必須記載事項】

- 1 都道府県設定区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - ① 児童虐待防止体制の充実
 - ② 社会的養護体制の充実
 - ③ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ④ 障害児施策の充実等

【専門的・集中的な
調査・検討の場】

計 画 フ レ ー ム
専 門 部 会

子 育 て 支 援
人 材 ・ 情 報
専 門 部 会

児 童 福 祉 審 議 会
児 童 虐 待 総 合
対 策 専 門 部 会
(仮 称)

児 童 福 祉 審 議 会
母 子 福 祉 部 会

障 害 者 施 策
審 議 会

【任意記載事項】

- 1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等
- 2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 3 教育・保育情報の公表に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期
- 6 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の期間
- 7 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価

* 特に専門的・集中的な調査・検討が必要な項目については、部会等での検討結果を踏まえ、子ども・子育て会議で検討

* その他の項目（任意の記載事項4～7）については、子ども・子育て会議で調査・検討

神奈川県子ども・子育て会議の部会設置について (案)

条例に定める委員の属性	構成員	計画フレーム 専門部会	子育て支援 人材・情報 専門部会
子どもの保護者	子育て当事者 (父親) 逗子市子ども・子育て会議委員 東 浩司		
	子育て当事者 (母親) 平塚市子ども・子育て会議委員 太田 小織		
市町村長	神奈川県市長会 横浜市長 林 文子	○	○
	神奈川県町村会 湯河原町長 富田 幸宏	○	○
事業主を代表する者	(一社) 神奈川県経営者協会 名誉会長 高橋 忠生		
労働者を代表する者	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 女性局長 大橋 由紀子	○	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	(公社) 神奈川県私立幼稚園連合会 会長 渡邊 眞一	○	○
	(社福) 神奈川県社会福祉協議会 施設部会 保育協議会 会長 萩原 敬三	○	○
	(公社) 神奈川県医師会 理事 玉城 嘉和		
	(公社) 神奈川県看護協会 保健師職能理事 佐藤 慎子		○
	(社福) 神奈川県社会福祉協議会 民生委員児童委員部会 会長 鈴木 立也		
	神奈川県保育士養成施設協会 会長 平野 建次		○
	NPO法人葉山っすくすくパラダイス 理事長 野北 康子	○	○
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	横浜弁護士会 こどもの権利委員会 委員 高藤 杏花		
	鬼頭 宏〔上智大学経済学部教授〕 (少子化問題)	○	
	吉田 正幸〔保育システム研究所代表〕 (幼児教育・保育)	○	
	池本 美香〔日本総合研究所主任研究員〕 (子育て支援)	○	
	小沼 肇〔小田原女子短期大学学長〕 (児童福祉)		○
尾木 まり〔子どもの領域研究所所長〕 (放課後児童健全育成)		○	
関係行政機関の職員等	神奈川県市町村教育長会連合会 秦野市教育委員会教育長 内田 賢司		

*各部会については、平成25年度は各3回程度開催予定。

平成26年度については、国の動向等に応じて開催回数・時期等を検討

*各部会の委員、専門委員及び部会長については、子ども・子育て会議会長が指名

「保育の日前夜祭」(第36回) 開催要領(案)

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成25年12月6日(金) 17:30~20:00
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 4階 「浜風」
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)
(電話) 045(411)1111(代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 神奈川県県民功労者表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長
(4) 神奈川県ゆりの会会長
(5) 神奈川県保育士会会長
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈
(2) 来賓祝辞、紹介
(3) アトラクション 今村 雅彦氏(聖ヶ丘教育福祉専門学校職員)
声楽家(バリトン)
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 10,000円
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)
・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

平成25年8月20日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

平成25年度自己評価・保育所の評価研修(後期)の開催について(ご案内)

暑い日が続いておりますが、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、11月1日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成25年度自己評価・保育所の評価研修後期参加申込書

市・町 月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)		
参加希望日	① 11月11日(月)(横浜)	② 11月18日(月)(相模大野)	

参加希望日は①、②のいずれかに必ず○をしてください。

平成25年度自己評価・保育所の評価研修後期開催要領

- 1 目的 保育所全体で自己を振り返り、保育所の特性を再確認し保育所の質の向上を高めます。なお、前期7月と9月、後記11月に開催する自己評価研修をセットで考え、前期と後記を2回を通して受講された方に受講修了証を交付します。

併せて受講者の利便性に配慮し同一内容を、県央地域と横浜地域で実施します。

- 2 主催 神奈川県保育会
- 3 日時 ① 平成25年11月11日(月) 午後2時00分から午後4時30分まで
受付13時30分～
② 平成25年11月18日(月) 午後2時00分から午後4時30分まで
受付13時30分～
- 4 会場 ① 神奈川県社会福祉会館 2階ホール
横浜市神奈川区沢渡4-2 TEL045-311-8754
② ユニコムプラザ さがみはら セミナールーム2
相模原市南区相模大野3-3-2 TEL042-701-4370
- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者等
- 6 定員 ①150名②100名
- 7 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

- (1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 8 申込方法 ①平成25年11月1日(金) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

9 日程

	研 修 内 容
13:50 14:00	開会・主催者あいさつ
	前期の研修をもとに講義や演習を行い具体的に学び合う。その成果を保育所に持ち帰り、協働して組織力を高め、保育所にあった自己評価作りを行う。 東京家政大学 教授 増田 まゆみ氏 質疑・応答
16:30	閉 会

*なお、後期のみの受講も可とします。(後期のみの場合修了書は交付しません)

平成25年9月5日

保育園園（所）長 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成25年度子ども・子育て新制度をめぐる動向研修(ご案内)

暑い日が続いておりますが、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、10月29日（火）までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成25年度子ども・子育て新制度をめぐる動向研修

市・町・村 月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)		
実施日	11月7日 (木)		

平成25年度子ども・子育て新制度をめぐる動向研修開催要領

1 目的 子ども子育て支援新システムの正しい理解を深め、併せて最新の情報の提供を受けることにより、今後の保育のありかたについて共に考えあう。

2 主催 神奈川県保育会

3 日時 ○ 平成25年11月7日(木) 13時30分～16時30分
受付13時00分～

4 会場 ○ 神奈川県社会福祉会館ホール

横浜市神奈川区沢渡2-1 TEL045-311-8754

5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者等

6 定員 ○150名

7 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわらけいぞう 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-683336 一般社団法人 神奈川県保育会

8 申込方法 ①平成25年10月29日(火) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837
に申し込み下さい。

9 日程

研 修 内 容	
13:30	開会・主催者あいさつ
	子ども・子育て支援システムについて国の「子供・子育て会議」委員として活躍されている講師から最新の情報や正しい理解のための講義をいただくと同時に講師ならではの提唱をいただき、今後の保育のありかたを共に考えあう。
	東京大学大学院教育学研究科 教授 秋田 喜代美氏 質疑・応答
16:30	閉会

平成 25 年 8 月 29 日

企画運営委員各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

全国保育研究大会への参加について

全国保育研究大会(10 月 9～11 日・愛知県名古屋市)につきましては、別添全保協会長からの通知のとおり、現状参加目標数をはるかに下回る申込数となっており申込期限が 8 月 21 日から 9 月 20 日に延長されております。

神奈川県域におきましては既に参加目標数を上回っておりますがなお一層の参加者の確保に向けご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 神奈川県保育会事務局

TEL045-311-8754

平成 25 年 8 月 23 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 万 田 康
(公印略)

第 57 回全国保育研究大会
～すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして～
参加勧奨のご依頼について

本会事業の推進につきまして、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第 57 回全国保育研究大会（10 月 9 日～11 日・愛知県名古屋市）への 8 月 21 日現在の参加者数をご連絡いたします。

参加目標数（定員）約 1,700 名に対し、申込者数が 880 名と定員数を大きく下回っている状況です。とくに参加者目標数に達していない県（市）につきましては、貴下の保育関係者に対し、大会参加の呼びかけをお願いいたしたく存じます。また、参加者目標数を達成されている県（市）におかれましても、参加者増に向けてさらなるご協力をいただけますと幸甚です。

参加申込につきましては、9 月 20 日（金）まで受付期間を延長いたします。各都道府県・指定都市保育協議会におかれましては、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申しあげます。

なお、開催要項上「調整中」としていた第 3 分科会・第 4 分科会・第 10 分科会（特別分科会）の登壇者ならびに、分科会の会場割り当てを決定いたしましたので、別紙のとおりご案内申しあげます。登壇者・会場割り当て決定のご案内は会報ぜんほきょう 9 月号に同封して、全会員保育所にお送りする予定です。

記

1. 名 称 「第 57 回全国保育研究大会（愛知県名古屋市）」
2. 日 時 平成 25 年 10 月 9 日（水）～11 日（金）
3. 会 場 「名古屋国際会議場」
〒456-0036 愛知県名古屋市熱田区熱田西町 TEL. 052-683-7711
4. 参加費 会員 15,000 円 会員でない方 20,000 円（いずれも資料代込）
5. 申込締切 平成 25 年 9 月 20 日（金） ※当初 8 月 21 日までとしていたものを延長いたします。
9 月 20 日以降のお申込みにつきましては、下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
6. 内容等 別添の開催要項をご参照ください。また、本会ホームページの「研修会・大会等案内」ページに開催要項を掲載しています。<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問い合わせ先】 全国社会福祉協議会・児童福祉部（全国保育協議会事務局）
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509〔担当：山本〕

平成25年度全国保育協議会会長表彰 被表彰者一覧

都道府県名	氏名	施設名	職名	加入番号	住所	施設ID
47 神奈川県	滝沢 紀美子	座間市立相武台保育園	園長	252-0011	神奈川県座間市相武台3丁目4770-4番地	046-253-2523
48 神奈川県	安藤 らん子	神奈川県大和市立緑野保育園	園長	242-0007	神奈川県大和市中央林間4-27-12	046-274-4769
49 神奈川県	平川 晴美	愛川町立春日台保育園	園長	243-0302	神奈川県愛甲郡愛川町春日台2-11-3	046-285-0795
50 神奈川県	渡部 俊賢	和順保育園	園長	239-0831	神奈川県横須賀市久里浜2-19-14	046-835-6556
51 神奈川県	武藤 初美	綾瀬市立綾南保育園	園長	252-1114	神奈川県綾瀬市上土棚南1-4-17	0467-76-0030

25 神社協福第 639 号
平成 25 年 9 月 5 日

神奈川県保育会理事長 殿

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
保育協議会会長 萩原 敬三

神奈川県社会福祉協議会 保育協議会 シンポジウムの開催に伴う周知について (依頼)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記シンポジウムを別紙開催要綱のとおり開催いたしますので、ご多用の折誠に恐縮ではございますが、貴会会員宛て開催についてご周知くださいますようお願いいたします。

【事務担当】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当 (中村)
TEL 045-311-1424 FAX 045-313-0737
E-mail sisetu@knsyk.jp

子ども子育て支援制度を考えるシンポジウム

開催要綱

子ども子育て支援制度（以下「支援制度」）は、平成 27 年度の本格実施に向け、内閣府および各都道府県・市町村においては子ども子育て会議を設置し、運用に向けた検討を進めております。

そこで、第 1 部では、内閣府子ども子育て会議の委員である柏女 霊峰 氏より、支援制度の概要や課題について、保育の実態を踏まえて具体的にイメージできるようご説明いただきます。

第 2 部では、シンポジストそれぞれの立場から、支援制度への期待や子どもたちのために関係者が取り組むべき課題を論議します。

日時 10月19日（土）14時～17時（受付13時30分～）

場所 県社会福祉会館 2階講堂
〔住所〕 横浜市神奈川区沢渡4-2
〔交通〕 横浜駅下車徒歩15分

内容

第1部 基調講演

「子ども子育て支援制度の概要と課題について」

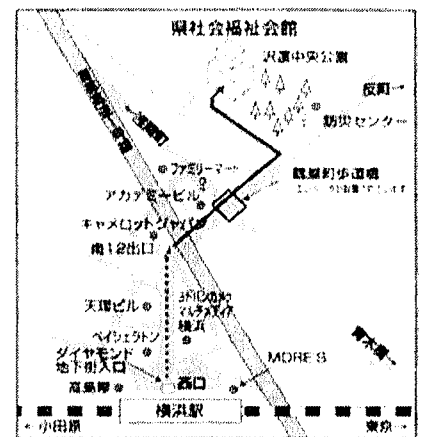
講師 柏女 霊峰 氏

（淑徳大学総合福祉学部教授、内閣府 子ども・子育て会議 委員）

第2部 シンポジウム

- コーディネーター 柏女 霊峰 氏
- シンポジスト
 - ・井上 従子 氏（神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課長）
 - ・普光院 亜紀 氏（保育園を考える親の会代表）
 - ・奥村 尚三 氏（すこやか溝口保育園長）
 - ・渡邊 眞一 氏（社団法人神奈川県私立幼稚園連合会長）

<会場案内図>



参加対象 保育園職員、保育所を利用する親御様、行政・関係団体等

定員 300名（定員になり次第受付を終了いたします）

参加費 協議会会員施設職員、保育所を利用する親御様 : 無料
協議会非会員施設職員、行政・関係団体、その他 : 1,000円

申込方法 別紙申込用紙に記入の上、事務局宛てFAXにて10月11日（金）までにお申し込みください。なお、保育所を利用されている親御様のお申し込みについては、各園にておとりまとめの上、お申し込みください。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当（中村）

TEL 045-311-1424 FAX 045-313-0737

保育所用

[送信先]

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

福祉サービス推進部 社会福祉施設・団体担当（中村行）

FAX 045-313-0737

神奈川県社会福祉協議会 保育協議会シンポジウム出欠届（10月19日（土）開催）

保育所名		本件 ご担当者	
TEL		FAX	

※神奈川県社会福祉協議会 保育協議会（会 員 ・ 非 会 員）

↑
何れかに○を付ください

	参 加 者 氏 名	役職・職名 (職員の場合)	何れかに ○を付してください
参加者①			職員 ・ 保護者
参加者②			職員 ・ 保護者
参加者③			職員 ・ 保護者
参加者④			職員 ・ 保護者
参加者⑤			職員 ・ 保護者
参加者⑥			職員 ・ 保護者
参加者⑦			職員 ・ 保護者
参加者⑧			職員 ・ 保護者
参加者⑨			職員 ・ 保護者
参加者⑩			職員 ・ 保護者

※ 平成25年10月11日（金）午後5時必着にてご回答をお願いいたします

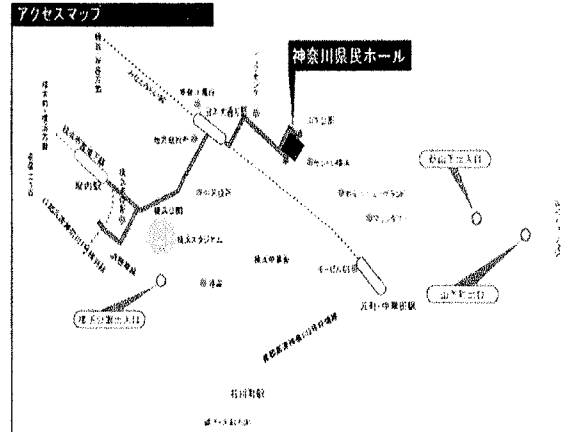
リスクマネジメントセミナー 「企業リスクとしての従業員の『うつ病』」

セミナー概要

14:30～14:40	主催者あいさつ
(途中休憩)	第一部 「企業リスクとしての従業員の『うつ病』～企業活動に潜む訴訟リスクと対応策」 講師:大原法律事務所 弁護士 村上 元茂 氏 (略歴) 2008年 弁護士登録 企業・労働法務、個別的労働関係紛争、団体的労使紛争、 従業員削減に向けての戦略立案、従業員不祥事対応、 倒産法務(民事再生、破産)などに従事 東京弁護士会倫理特別委員会所属 著書「法律家のための税法 民法編・会社法編 新訂第六版」(共著)
	第二部 「初期対応とメンタル訴訟対策の準備について」 講師:AIU損害保険株式会社 首都圏地域事業本部 A&Hマネージャー 中野 正信
	質疑応答



日時	2013年10月2日(水)14:30～17:00 (受付時間:14:00～)
会場	神奈川県民ホール 6F大会議室 横浜市中区山下町3-1 TEL045-633-3696
参加料	無料
定員	200名様 ※定員になり、参加をお断りする場合があります。 お知らせいたします。
お問合せ	AIU保険会社 横浜支店 営業3課 眞岩 宛 Tel:045-683-3551 (午前9時から午後5時まで 土日・祝日・年末年始を除く。)
お申込方法	本セミナーは事前登録制です。 以下にご記入のうえ、FAXで9月25日(水)まで にお申し込みください。



みなとみらい線日本大通駅より徒歩約6分
JR根岸線・市営地下鉄関内駅より徒歩約15分
お問合せ:神奈川県民ホール 045-662-5901

リスクマネジメントセミナー 参加申込書

事務局:AIU保険会社 横浜支店 眞岩宛て
FAX番号:045-683-8111

貴社名		TEL	
所在地	〒	FAX	
		Email	
所属部署		役職名	
		参加者氏名	

※お申込みは1社あたり最大2名様までとさせていただきます。

◆上欄にご記入いただいた事項の利用目的について◆

※上欄にご記入いただきましたお客様の個人情報は、以下の目的以外には利用いたしません。

①当セミナーの運営 ②AIU保険会社より、今後のセミナー、リスクマネジメント手法、商品のご案内

※弊社の個人情報の取扱いにつきましては、弊社ホームページをご参照ください。(http://www.aiu.co.jp/footer/privacy.htm)

なお、ご記入いただいた情報に関する当社への開示・訂正・削除、その他等は上記お問合せ先までご連絡ください。



家庭教育カウンセラー

内田 玲子

講演テーマ

皆様に喜んで頂いた主なものです。

【教育委員会・学校・園】

◆ 家庭教育の根っこにあるもの

— いじめ問題を考える —

◆ 幼児期の親のかかり方

— サインの受け止め方 —

◆ 愛のキャッチボール

— 子どもの心の変化を知る —

◆ 物事プラスに受け止めて

わが家バンザイ

◆ 大人が変われば子どもも変わる

— 子どもを見てイライラする親へ —

◆ 愛のあるしつけ方

— 自立心を育てる —

◆ 子どもの未来に今、伝えたいこと

— 心の道しるべ —

◆ お母さんは子どもの心の研究者

— 芽・伸ばして夢につなげて —

◆ 楽しく子育てをするために

— 叱り方がわからない親へ —

◆ 親の生活リズムがしつけのポイント

◆ 指導者として何に気づくべきか

— 自分を知る —

◆ 生きる力をつける

— 人間としての基礎・基本を —

◆ 見つめなおそう家庭の力

— 親と子の愛のキャッチボール —

◆ 思春期における親のかかり方

【生涯学習】

◆ 二十一世紀は

— 青少年の教育にかかっている —

◆ 家庭、学校、地域の役割

— 明るい地域づくり —

【民生・児童委員】

◆ 生活の中に幸せの宝がある

◆ 人生プラスに受け止めて

わが家バンザイ

教育委員会を中心に小・中・高等学校の生徒・保護者・指導者、幼稚園・保育園の保護者・指導者、県PTA大会、商工会議所、警察、福祉大会、青少年健全育成大会、生涯学習大会、民生・児童委員協議会、子育て支援、保健所、病院、成人式、人権講演、社員教育、婦人会など
日本各地で4000回以上の講演をさせて頂いております。
※右記のテーマ以外でもご希望で対応させて頂きます。

今「21世紀の旅立ち」が世界の多くの大学で喜んで頂いております。又、我が国でも「21世紀の旅立ち」が中学2年生用の道徳副読本として平成12年度から15年度まで使われました。

* 講演問い合わせ先・本のご注文は…

内田玲子事務所

担当/五十川(いかがわ)

公式ホームページ <http://www.uchida-reiko.com/>

〒503-2424

岐阜県揖斐郡池田町池野343の3

TEL(0585)45-8693

FAX(0585)45-9287

家庭教育カウンセラー 内田 玲子 プロフィール

★愛媛県出身 昭和11年生まれ。

物心ついた頃より、人間の平等を考えるようになる。さまざまな問題は、一人一人の心によって引き起こされるとの思いから心の研究を重ね、原因と結果は「生活の中に答えがある事」を発見。

★思いを積みあげ、21才で上京。小田原にて神奈川県知事委託のもと、地方からはたらきに来ている若者のために「働く青少年の家」として自宅を開放。

★昭和55年より、心の奥の研究結果、「休の中に人生の答えがある事」を発見。家庭教育カウンセラーとして講演活動に入る。(主に日本全国の教育委員会、PTA等、あらゆる方面)

★平成2年度「幸せの直線コース」「いじめの根っこ」共に日本PTA協議会の推薦図書になる。

★内田玲子著書14冊のうち7冊が英訳され、全世界の大統領、文部大臣等のトップに読まれている。母国語には、インドネシア、アゼルバイジャン、タジキスタン、サウジアラビア、タンザニア、ルーマニア、リトアニア、ペラルーシ、を始め数十か国に及び。

★平成12年度より、15年度まで内田玲子著「21世紀への旅立ち」が、中学2年生用道徳副読本に使われました。

★2001年より、リトアニア農業大学言語学部と内田玲子事務所が、若者に民主主義(自由と平等)の精神について考える、人道的プロジェクトを発足。

★2007年度、愛媛年鑑に掲載される。

★2007年日本保育協会「第23回保育を高める研究集会」で講演し、全国の園長、主任様より、多くの好評を得る。

★2009年「第57回日本PTA全国研究大会みやぎ大会」家庭教育部門で講演し、全国PTAの方々的好评を得る。

★2012年2月「ふるさと講演記念」として生まれ故郷愛南町一本松にサクラを植樹され、記念碑が建つ。

★2012年3月 静岡県森町教育委員会より、中一の保護者を対象に講演した内容の本を依頼され、「内田玲子の家庭教育力カレンダー」を出版。

★2012年3月 日本とウルグアイの文化交流として、「平和への哲学」がスペイン語として翻訳・出版される。

内田玲子事務所 (担当/五十川)

〒503-2424 岐阜県揖斐郡池田町池野343-3

TEL.0585-45-8693

FAX.0585-45-9287

内田 玲子(自宅)

〒250-0217 神奈川県小田原市別堀98

TEL.0465-42-1835

FAX.0465-42-2161

県営水道の減免制度の見直し

県営水道の減免制度の概要

- 本来、水道利用者が使用水量等に応じて負担すべき金額を、利用者からの申請に基づき、減額又は免除する制度
- 昭和51年のオイルショックの際の料金改定時に、社会的弱者への配慮や福祉・医療行政への協力の観点からスタート
- 減免制度の内容
 - ① 個人減免（生活保護費受給世帯等）
 - ⇒ 基本料金（月額710円）及び消費税相当額を免除
 - ② 施設減免（民間社会福祉施設及び民間病院）
 - ⇒ 民間社会福祉施設は、算定した水道料金の40%相当額を減額 H5年からスタート
 - ⇒ 民間病院は、算定した水道料金の10%相当額を減額

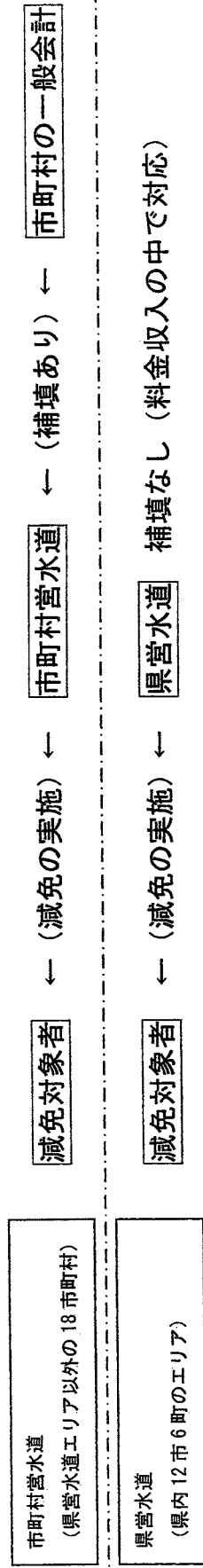
神奈川県企業庁

I 減免制度の現状と課題

1 県営水道では、減免額の財源は、料金収入により賅っている。

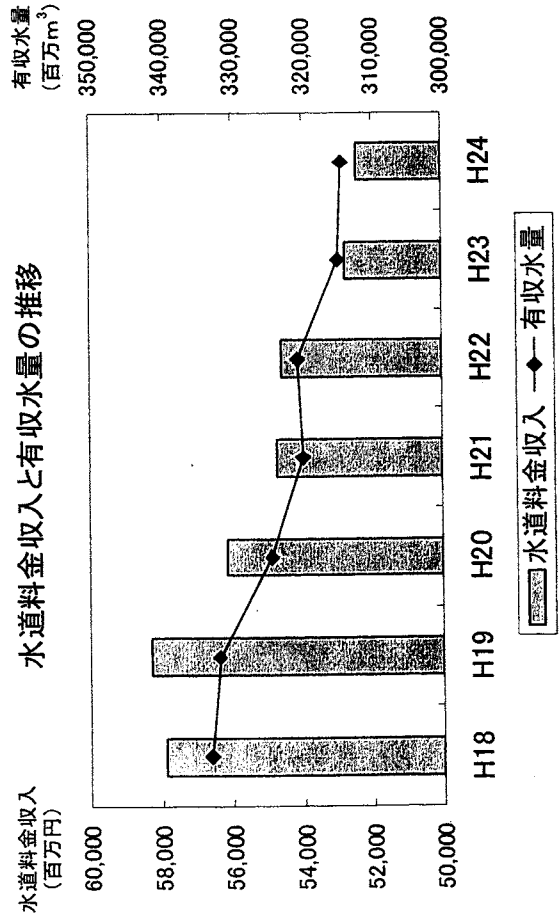
社会的弱者等への減免制度は、市町村営水道の多くでは、市町村が行う福祉行政の一部として一般会計（福祉部門）から減免相当額の補填等（一般財源＝税による）が行われている。

一方、県営水道では、料金収入による経営の中で対応している。



2 県営水道の経営は厳しさを増している。

料金収入は逡減傾向にあり、今後も水需要の減少が見通される一方で、耐震化の促進や老朽化対策により水道施設の更新需要は高まる。



<耐震化の対策>

東日本大震災の教訓

浄水場、配水池、管路等の耐震化を加速する必要がある。
(H24年度末の管路の耐震化率 16.4%)

災害対策の強化・充実

<老朽化の状況>

高度経済成長期までに整備した施設の老朽化

膨大な水道管路の更新が必要

S46年度までに布設された老朽管の更新を計画的に進める必要がある。(H24年度末の老朽管の残存延長 約 1,320km)

Ⅱ 見直し案（平成25年6月議会で常任委員会に報告した案）

1 実施内容

生活保護費受給世帯、民間社会福祉施設、民間医療施設に係る減免制度を廃止する。

その他の個人減免（障害、児童、高齢福祉）については、今回は見直しを行わず、減免制度のあり方について引き続き検討していく。

2 実施時期

平成26年4月から実施する。

ただし、民間社会福祉施設及び民間医療施設については、次のとおり段階的に減免率を引き下げる経過措置を設ける。

	現行	26年4月～	27年4月～	28年4月～	29年4月～
民間社会福祉施設	40%	30%	20%	10%	廃止
民間医療施設	10%	5%	廃止	—	—

3 県内の市町村営の水道事業者では、減免制度の見直しが進んでいる。

近年、県内の他水道事業者（18事業者）の中で、生活扶助費や措置費、施設利用料等に水道使用料が含まれる等の理由により、減免制度の見直しが進み、事業者間で減免の実施に差異が生じている。

○ 民間社会福祉施設

減免制度あり	なし	廃止状況
・横須賀市（基本料金(消費税含む)）	1 4	20年4月 横浜市
・座間市（児童養護施設のみ10%）	事業者	20年6月 座間市
・箱根町（水道料金の40%） （*愛川町（水道料金の40%））		(児童養護施設以外) 24年4月 三浦市

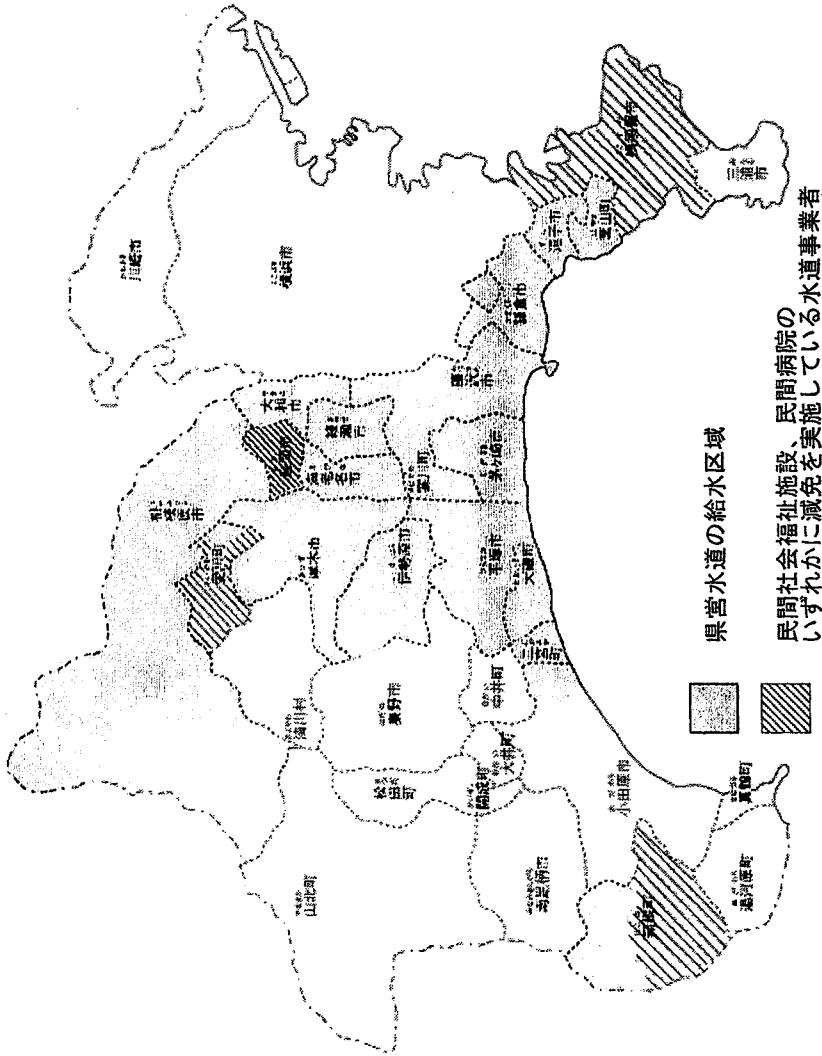
○ 民間病院

減免制度あり	なし	廃止状況
・箱根町（水道料金の10%） （*愛川町（水道料金の10%））	1 6 事業者	20年4月 横浜市

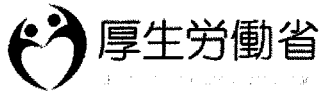
○ 生活保護費受給世帯

減免制度あり	なし	廃止状況
・山北町（基本料金(消費税含む)）	1 5	17年10月 横浜市
・箱根町（基本料金及び消費税）	事業者	18年10月 川崎市
・清川村（基本料金(消費税含む)）		横須賀市 20年6月 座間市 23年4月 秦野市 24年4月 三浦市 (*愛川町)

※ 愛川町では、福祉部局の助成制度として実施



- ◎ 水道事業は、本来、受益者負担の公平性（料金を負担するものは公平にサービスを受ける）のもとで経営が図られるものである。
- ◎ しかしながら県営水道は、市町村営水道と異なり、減免相当額は、減免を受けていない水道利用者の料金収入により賄われている。
- ◎ 減免の見直しが進み、地域間での実施の不均衡が広がることにより、県営水道の受益者の不公平感が顕在化している。



地域別最低賃金の全国一覧

最低賃金が改定されます。

各都道府県の平成25年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

最低賃金額改定の官報公示を行った都道府県から順次掲載しています。

平成24年度地域別最低賃金額改定状況については、「平成25年度地域別最低賃金改定状況」の下に一覧表を掲載しています。

平成25年度地域別最低賃金改定状況

平成25年9月10日現在

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
北海道	(719)	
青森	(654)	
岩手	(653)	
宮城	(685)	
秋田	(654)	
山形	(654)	
福島	675 (664)	平成25年10月6日
茨城	(699)	
栃木	(705)	
群馬	(696)	
埼玉	(771)	
千葉	(756)	
東京	(850)	
神奈川	(849)	
新潟	(689)	
富山	712 (700)	平成25年10月6日
石川	(693)	
福井	(690)	
山梨	(695)	
長野	(700)	
岐阜	(713)	
静岡	(735)	
愛知	(758)	
三重	(724)	
滋賀	(716)	
京都	(759)	
大阪	(800)	
兵庫	(749)	
奈良	(699)	
和歌山	(690)	
鳥取	(653)	
島根	(652)	

岡山		(691)	
広島		(719)	
山口	701	(690)	平成25年10月10日
徳島		(654)	
香川		(674)	
愛媛		(654)	
高知		(652)	
福岡		(701)	
佐賀		(653)	
長崎		(653)	
熊本		(653)	
大分		(653)	
宮崎		(653)	
鹿児島		(654)	
沖縄		(653)	
全国加重平均額		(749)	

※ 括弧書きは、平成24年度地域別最低賃金額

平成24年度地域別最低賃金改定状況

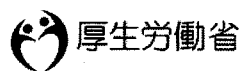
平成24年10月5日現在

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	719	(705)	平成24年10月18日
青森	654	(647)	平成24年10月12日
岩手	653	(645)	平成24年10月20日
宮城	685	(675)	平成24年10月19日
秋田	654	(647)	平成24年10月13日
山形	654	(647)	平成24年10月24日
福島	664	(658)	平成24年10月1日
茨城	699	(692)	平成24年10月6日
栃木	705	(700)	平成24年10月1日
群馬	696	(690)	平成24年10月10日
埼玉	771	(759)	平成24年10月1日
千葉	756	(748)	平成24年10月1日
東京	850	(837)	平成24年10月1日
神奈川	849	(836)	平成24年10月1日
新潟	689	(683)	平成24年10月5日
富山	700	(692)	平成24年11月4日
石川	693	(687)	平成24年10月6日
福井	690	(684)	平成24年10月6日
山梨	695	(690)	平成24年10月1日
長野	700	(694)	平成24年10月1日
岐阜	713	(707)	平成24年10月1日
静岡	735	(728)	平成24年10月12日
愛知	758	(750)	平成24年10月1日

三重	724	(717)	平成24年9月30日
滋賀	716	(709)	平成24年10月6日
京都	759	(751)	平成24年10月14日
大阪	800	(786)	平成24年9月30日
兵庫	749	(739)	平成24年10月1日
奈良	699	(693)	平成24年10月6日
和歌山	690	(685)	平成24年10月1日
鳥取	653	(646)	平成24年10月20日
島根	652	(646)	平成24年10月14日
岡山	691	(685)	平成24年10月24日
広島	719	(710)	平成24年10月1日
山口	690	(684)	平成24年10月1日
徳島	654	(647)	平成24年10月19日
香川	674	(667)	平成24年10月5日
愛媛	654	(647)	平成24年10月24日
高知	652	(645)	平成24年10月26日
福岡	701	(695)	平成24年10月13日
佐賀	653	(646)	平成24年10月21日
長崎	653	(646)	平成24年10月24日
熊本	653	(647)	平成24年10月1日
大分	653	(647)	平成24年10月4日
宮崎	653	(646)	平成24年10月26日
鹿児島	654	(647)	平成24年10月13日
沖縄	653	(645)	平成24年10月25日
全国加重平均額	749	(737)	

注) 括弧書きは、平成23年度地域別最低賃金額

より詳しいお問い合わせは、各労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



地域別最低賃金の全国一覧

最低賃金が改定されます。

各都道府県の平成25年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

最低賃金額改定の官報公示を行った都道府県から順次掲載しています。

平成24年度地域別最低賃金額改定状況については、「平成25年度地域別最低賃金改定状況」の下に一覧表を掲載しています。

平成25年度地域別最低賃金改定状況

平成25年9月10日現在

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
北海道	(719)	
青森	(654)	
岩手	(653)	
宮城	(685)	
秋田	(654)	
山形	(654)	
福島	675 (664)	平成25年10月6日
茨城	(699)	
栃木	(705)	
群馬	(696)	
埼玉	(771)	
千葉	(756)	
東京	(850)	
神奈川	(849)	
新潟	(689)	
富山	712 (700)	平成25年10月6日
石川	(693)	
福井	(690)	
山梨	(695)	
長野	(700)	
岐阜	(713)	
静岡	(735)	
愛知	(758)	
三重	(724)	
滋賀	(716)	
京都	(759)	
大阪	(800)	
兵庫	(749)	
奈良	(699)	
和歌山	(690)	
鳥取	(653)	
島根	(652)	

岡山		(691)	
広島		(719)	
山口	701	(690)	平成25年10月10日
徳島		(654)	
香川		(674)	
愛媛		(654)	
高知		(652)	
福岡		(701)	
佐賀		(653)	
長崎		(653)	
熊本		(653)	
大分		(653)	
宮崎		(653)	
鹿児島		(654)	
沖縄		(653)	
全国加重平均額		(749)	

※ 括弧書きは、平成24年度地域別最低賃金額

平成24年度地域別最低賃金改定状況

平成24年10月5日現在

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	719	(705)	平成24年10月18日
青森	654	(647)	平成24年10月12日
岩手	653	(645)	平成24年10月20日
宮城	685	(675)	平成24年10月19日
秋田	654	(647)	平成24年10月13日
山形	654	(647)	平成24年10月24日
福島	664	(658)	平成24年10月1日
茨城	699	(692)	平成24年10月6日
栃木	705	(700)	平成24年10月1日
群馬	696	(690)	平成24年10月10日
埼玉	771	(759)	平成24年10月1日
千葉	756	(748)	平成24年10月1日
東京	850	(837)	平成24年10月1日
神奈川	849	(836)	平成24年10月1日
新潟	689	(683)	平成24年10月5日
富山	700	(692)	平成24年11月4日
石川	693	(687)	平成24年10月6日
福井	690	(684)	平成24年10月6日
山梨	695	(690)	平成24年10月1日
長野	700	(694)	平成24年10月1日
岐阜	713	(707)	平成24年10月1日
静岡	735	(728)	平成24年10月12日
愛知	758	(750)	平成24年10月1日

三重	724	(717)	平成24年9月30日
滋賀	716	(709)	平成24年10月6日
京都	759	(751)	平成24年10月14日
大阪	800	(786)	平成24年9月30日
兵庫	749	(739)	平成24年10月1日
奈良	699	(693)	平成24年10月6日
和歌山	690	(685)	平成24年10月1日
鳥取	653	(646)	平成24年10月20日
島根	652	(646)	平成24年10月14日
岡山	691	(685)	平成24年10月24日
広島	719	(710)	平成24年10月1日
山口	690	(684)	平成24年10月1日
徳島	654	(647)	平成24年10月19日
香川	674	(667)	平成24年10月5日
愛媛	654	(647)	平成24年10月24日
高知	652	(645)	平成24年10月26日
福岡	701	(695)	平成24年10月13日
佐賀	653	(646)	平成24年10月21日
長崎	653	(646)	平成24年10月24日
熊本	653	(647)	平成24年10月1日
大分	653	(647)	平成24年10月4日
宮崎	653	(646)	平成24年10月26日
鹿児島	654	(647)	平成24年10月13日
沖縄	653	(645)	平成24年10月25日
全国加重平均額	749	(737)	

注)括弧書きは、平成23年度地域別最低賃金額

より詳しいお問い合わせは、各労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

平成 25 年 8 月 23 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市

 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

子ども虐待対応の手引きの改正について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、子ども虐待対応の手引きについては、平成 11 年 3 月に作成し、その後、制度改正等に伴い、逐次改正を行ってきたところである（最終改正：平成 21 年 3 月）。

最終改正以降、平成 23 年 5 月には、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めること等を内容とした「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号）が成立、平成 24 年 4 月 1 日から施行された。また、厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による子ども虐待の死亡事例等の検証が重ねられ、検証報告を踏まえた通知等により、逐次、児童虐待防止対策の具体的な方針を示してきたところである。

これらの児童虐待の防止等に関する施策の進展を踏まえ、今般、子ども虐待対応の手引きを別紙のとおり全面的に改正したので、この手引きを参考としつつ、児童虐待防止対策の一層の推進を図られたい。

また、管内市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対する周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

「子ども虐待対応の手引き」目次の新旧対照表

改正後	旧
<p>はじめに</p> <p>第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項</p> <p>1. <u>子ども虐待とは何か</u> (削除)</p> <p>(1) 子ども虐待のとらえ方</p> <p>(2) 子ども虐待の定義</p> <p>(3) 「保護者」及び「監護する」の解釈</p> <p>(4) 虐待の判断に当たったの留意点</p> <p>(5) 子どもに対する虐待の禁止</p> <p>(6) 虐待の子どもへの影響</p> <p>2. <u>子ども虐待対応の基本的考え方</u></p> <p>(1) <u>虐待が起こっている家庭の特質</u></p> <p>(2) <u>子どもの特質</u></p> <p>(3) <u>対応上の留意点</u></p> <p>① 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援</p> <p>② 親子の再統合に向けた支援など子どものみならず保護者</p>	<p>はじめに</p> <p>第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項</p> <p>1. <u>虐待とは何か</u></p> <p>(1) <u>子ども虐待への取り組みの沿革等</u></p> <p>(2) <u>子ども虐待のとらえ方等</u></p> <p>① 子ども虐待のとらえ方</p> <p>② 子ども虐待の定義</p> <p>③ 「保護者」及び「監護する」の解釈</p> <p>④ 虐待の判断に当たったの留意点</p> <p>⑤ 児童に対する虐待の禁止</p> <p>⑥ 虐待の子どもへの影響</p> <p>2. <u>子ども虐待防止対策の基本的考え方</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(1) <u>発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援</u></p> <p>(2) <u>親子の再統合に向けた支援その他子どものみならず親を含む</u></p>

改正後	旧
<p>を含めた家庭への支援 (削除)</p> <p>3. <u>子ども虐待対応の原則</u></p> <p>(1) <u>迅速な対応</u></p> <p>(2) <u>子どもの安全確保の優先</u></p> <p>(3) <u>家族の構造的課題としての把握</u></p> <p>(4) <u>十分な聞き取りと正確なアセスメント</u></p> <p>(5) <u>組織的な対応</u></p> <p>(6) <u>十分な説明と見通しを示す</u></p> <p>(7) <u>法的対応などの確な手法の選択</u></p> <p>(8) <u>多機関の連携による支援</u></p> <p>4. <u>子どもに対する支援の基本</u></p> <p>(1) <u>子どもの権利擁護</u></p> <p>(2) <u>子どもの発達支援、自立支援</u></p> <p>(3) <u>パーマネンシーへの配慮</u></p> <p>5. <u>子ども虐待対応の枠組み</u></p>	<p>めた家庭への支援</p> <p>(3) <u>虐待の発生予防・早期発見からその後の見守りやケア、親子の再統合の支援に至る関係機関の連携による支援</u></p> <p>3. <u>虐待事例への援助の特質</u></p> <p>(1) <u>虐待をすす保護者のリスク</u></p> <p>(2) <u>保護者の意に反する介入の必要性</u></p> <p>(3) <u>諸機関（関係者）の連携の必要性</u></p> <p>(4) <u>在宅での援助を継続する場合</u></p> <p>(5) <u>児童相談所と施設、里親との連携の必要性</u></p> <p>4. <u>援助に際しての留意事項</u></p> <p>(1) <u>迅速な対応</u></p> <p>(2) <u>組織的な対応</u></p> <p>(3) <u>機関連携による援助</u></p> <p>(4) <u>子どもの安全確保の優先</u></p> <p>(5) <u>家族の構造的課題としての把握</u></p> <p>(6) <u>保護者への介入と援助</u></p> <p>(7) <u>親権の制限と権限の行使</u></p> <p>5. <u>子どもに対する支援の基本</u></p> <p>(1) <u>子どもの権利擁護</u></p> <p>(2) <u>子どもの発達支援、自立支援</u></p> <p>(3) <u>パーマネンシーへの配慮</u></p> <p>(新規)</p>

改正後	旧
<p>(1) <u>虐待の重症度と児童相談所・市区町村の対応</u></p> <p>(2) <u>特定妊婦・要支援児童・要保護児童への対応</u></p> <p>(3) <u>市区町村と児童相談所の役割と連携・協働の留意点</u></p> <p>① <u>通告への対応</u></p> <p>② <u>支援における市区町村の役割</u></p> <p>③ <u>市区町村との関係で児童相談所が果たすべき役割</u></p> <p>(4) <u>要保護児童対策地域協議会の運営</u></p> <p>① <u>協議会が対象とする範囲</u></p> <p>② <u>個別ケース検討会議の適切な開催</u></p> <p>③ <u>個別ケース検討会議の進め方</u></p> <p>④ <u>実務者会議における進行管理の留意点</u></p> <p>⑤ <u>児童相談所の果たす役割</u></p> <p>6. <u>守秘義務と情報提供について</u></p> <p>(1) <u>児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務について</u></p> <p>(2) <u>関係機関及び関係者の守秘義務と情報提供について</u></p> <p>(3) <u>要保護児童対策地域協議会の構成員の守秘義務と情報提供について</u></p> <p>7. <u>転居した事例への対応</u></p> <p>(1) <u>児童相談所の対応</u></p> <p>① <u>転居に伴うケース移管及び情報提供について</u></p> <p>② <u>移管及び情報提供の判断の目安について</u></p> <p>③ <u>一時帰宅等の取り扱いに関するルールについて</u></p>	<p>6. <u>守秘義務と情報提供について</u></p> <p>(1) <u>児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務について</u></p> <p>(2) <u>関係機関及び関係者の守秘義務と情報提供について</u></p> <p>(3) <u>要保護児童対策地域協議会の構成員の守秘義務と情報提供について</u></p> <p>(新規)</p>

改正後	旧
<p>④ 「申し合わせ」の実施に伴う個人情報の取り扱い (2) 市区町村における転居ケースの取り扱いについて</p> <p>① 市区町村間の情報提供の意義 ② 市区町村間での情報提供の方法 ③ 自治体職員の守秘義務と個人情報保護に係わる規定との関係</p> <p>第2章 虐待の発生を予防するために</p> <p>1. 子ども虐待問題を発生予防の観点から考えることの重要性(子ども虐待はなぜ起こるのか)</p> <p>2. 虐待に至るおそれのある要因とアセスメント</p> <p>(1) リスク要因とは (2) リスク要因を持つ家庭を把握するためのアセスメント</p> <p>3. 市区町村の子育て支援策</p> <p>(1) 市区町村の役割 (2) 妊娠期からの支援 (3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査 (4) 子育て支援サービス</p> <p>4 市区町村における医療・保健・福祉の連携</p> <p>(1) 妊娠・出産・子育てに関する相談情報の提供 (2) 要支援家庭を発見した場合の連携 (3) 要保護児童対策地域協議会を活用した連携</p>	<p>第2章 発生予防</p> <p>1. 子ども虐待問題を発生予防の観点で捉えることの重要性(子ども虐待はなぜ起こるのか)</p> <p>2. 発生を予防するための支援がなぜ必要か 3. 発生を予防するためには、どのような支援が必要か</p> <p>(1) リスク要因を持つ家庭への支援 (2) 子育て支援</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改正後	旧
<p>(削除)</p> <p>第3章 <u>通告・相談の受理はどうするか</u></p> <p>1. <u>通告・相談時に何を確認すべきか</u></p> <p>(1) <u>通告の対象となる子ども</u></p> <p>(2) <u>通告・相談への対応手順</u></p> <p>① <u>緊急受理会議の開催</u></p> <p>② <u>緊急受理会議の検討事項</u></p> <p>③ <u>緊急受理会議後の対応</u></p> <p>(3) <u>通告・相談のパターン</u></p> <p>(4) <u>通告・相談者別の対応のあり方</u></p> <p>(5) <u>時間外の対応</u></p>	<p>4. <u>発生を予防するために、関係機関による連携はなぜ必要か</u></p> <p>第3章 <u>通告・相談への対応</u></p> <p>1. <u>通告・相談時に何を確認すべきか</u></p> <p>(1) <u>通告の対象となる子ども</u></p> <p>(2) <u>通告・相談時に確認すべき事項 (虐待相談・通告受付票の記入)</u></p> <p>(3) <u>通告・相談のパターン</u></p> <p>(4) <u>通告・相談者別の対応</u></p> <p>2. <u>通告・相談があった場合にまず何をやるべきか</u></p> <p>(1) <u>緊急受理会議の開催</u></p> <p>(2) <u>緊急受理会議の検討事項</u></p> <p>(3) <u>緊急受理会議後の対応</u></p> <p>(4) <u>時間外の対応</u></p> <p>(5) <u>通告者への報告</u></p> <p>3. <u>子どもが自ら保護を求めてきた場合、どう対応すべきか</u></p> <p>(1) <u>子どもが電話や手紙等で保護を求めてきた場合</u></p> <p>(2) <u>子どもが来所して保護を求めた場合</u></p>

改正後	旧
<p>2. <u>市区町村から児童相談所への送致等をどうするか</u></p> <p>(1) <u>送致</u></p> <p>(2) <u>通知の積極的な活用</u></p> <p>(3) <u>児童相談所に援助を求める場合</u></p> <p>第4章 調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか</p> <p>1. 調査 (安全確認) における留意事項は何か</p> <p>(1) 調査 (安全確認) の意義</p> <p>(2) 調査 (安全確認) で把握・確認すべき事項</p> <p>(3) <u>関係機関から調査を行う事項</u></p> <p>(4) 調査 (安全確認) の方法</p> <p>(5) 調査 (安全確認) に際しての留意事項</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>虐待の告知をどうするか</u></p> <p>(1) <u>告知の方法</u></p>	<p>(3) <u>子どもが学校等を経由して保護を求めた場合</u></p> <p>(4) <u>緊急受理会議</u></p> <p>(新規)</p> <p>第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ</p> <p>1. 調査 (安全確認) における留意事項は何か</p> <p>(1) 調査 (安全確認) の意味</p> <p>(2) 調査 (安全確認) で把握・確認すべき事項</p> <p>(3) 調査 (安全確認) の方法</p> <p>(4) 調査 (安全確認) に際しての留意事項</p> <p>(5) <u>調査において有用な身体医学的知識</u></p> <p>2. <u>調査に当たって他機関との連携をどう図るか</u></p> <p>(1) <u>要保護児童対策地域協議会の活用</u></p> <p>(2) <u>個別の相談、通告から支援に至るまでの流れ</u></p> <p>(3) <u>関係機関と連携して調査を行う事項</u></p> <p>(新規)</p>

改正後	旧
<p>(2) <u>告知を行う際の留意点</u></p> <p>3. <u>保護者と援助関係を結ぶためのさまざまなアプローチ</u></p> <p>(1) <u>保健所、市区町村保健センター等の保健活動との連携</u></p> <p>(2) <u>関わりのある機関を経由する</u></p> <p>(3) <u>医療機関へつなぐ</u></p> <p>(4) <u>親族、知人、地域関係者等を介する</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>4. <u>訪問調査を受け入れない保護者への対応</u></p> <p>5. <u>子どもからの事実確認（面接・観察）はどのように行うか</u></p> <p>6. <u>立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の要否をどう判断するか</u></p> <p>7. <u>立入調査をどう進めるか</u></p>	<p>(新規)</p> <p>3. <u>虐待の認識を保護者にどう持たせるか</u></p> <p>(1) <u>子どもへの虐待が比較的軽い場合（ソーシャルワークアプローチ）</u></p> <p>① <u>援助者の基本的立場</u></p> <p>② <u>児童相談所や市町村の役割について理解を図る</u></p> <p>③ <u>行為の背景にある目的を確認する</u></p> <p>④ <u>虐待についての社会的判断を伝える</u></p> <p>⑤ <u>親であることを強調しない</u></p> <p>(2) <u>子どもへの虐待がひどく、早期に分離を考えた方がよい場合（行政介入によるアプローチ）</u></p> <p>4. <u>調査に拒否的な保護者へのアプローチをどうするか</u></p> <p>(新規)</p> <p>5. <u>子どもからの事実確認（面接・観察）はどのように行うか</u></p> <p>6. <u>立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の要否をどう判断するか</u></p> <p>7. <u>立入調査に当たっての留意点は何か</u></p>

改正後	旧
<p>8. <u>出頭要求から臨検・捜索をどう進めるか</u> (削除)</p> <p>9. <u>性的虐待への対応について</u></p> <p>第5章 一時保護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護の目的は何か 2. 一時保護の速やかな実施 3. 虐待が疑われる事例への対応の流れ 4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断 5. 職権による一時保護の留意点は何か 6. 一時保護の説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもへの説明 (2) 保護者への説明 <p>① <u>保護者が保護を求めてきた場合</u></p> <p>② <u>関係機関からの通告の場合</u></p> <p>③ <u>一時保護告知の留意事項</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 一時保護中の子どもに対する援助のあり方 8. 一時保護中に保護者が面会を希望する場合の対応 9. 保護者の強引な引取要求への対応 10. 家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点 11. 委託一時保護の留意点 	<p>8. <u>出頭要求から臨検・捜索に関する留意点</u></p> <p>9. <u>児童相談所や施設の職員に対して暴力的な保護者にはどう対応すべきか</u> (新規)</p> <p>第5章 一時保護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護の目的は何か 2. 一時保護の速やかな実施 3. 虐待が疑われる事例への対応の流れ 4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断 5. 職権による一時保護の留意点は何か 6. 一時保護の説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもへの説明 (2) 保護者への説明 7. <u>保護者への一時保護告知</u> <ol style="list-style-type: none"> 8. 一時保護中の子どもに対する援助のあり方 9. 保護者が一時保護中に面会を希望する場合の対応 10. 保護者の強引な引取要求への対応 11. 家庭復帰させる場合の子ども、保護者への指導上の留意点 12. 委託一時保護の留意点

改正後	旧
<p>1 2. <u>一時保護が2か月を越える場合の対応</u></p> <p>第6章 診断・判定及び援助方針の決定をどのように行うか</p> <p>1. <u>各種診断はどのように行うか</u></p> <p>2. 判定（<u>総合診断</u>）はどのように行うか</p> <p>3. 援助指針はどのように作成するか (削除)</p> <p>4. 援助方針について保護者、子どもにもどう説明するか</p> <p>5. <u>児童相談所の援助方針を受け入れない保護者への対応</u></p> <p>第7章 <u>親子分離に係わる法的対応をどう進めるか</u></p> <p>1. 法的分離にはどのようなものがあるか</p> <p>2. 家庭裁判所による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所の承認—いわゆる児童福祉法第28条手続 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>家庭裁判所による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しの請求</u></p> <p>4. <u>児童相談所長の権限と親権との関係</u></p> <p>5. <u>法的分離手続の実際</u></p>	<p>(新規)</p> <p>第6章 判定・援助業務</p> <p>1. <u>各種診断と判定はどのように行うか</u></p> <p>2. 判定はどのように行うか</p> <p>3. 援助指針はどのように作成するか</p> <p>4. <u>親子分離の要否判断はどのように行うか</u></p> <p>5. <u>援助方針について保護者、子どもにもどう説明するか</u> (新規)</p> <p>6. 法的分離にはどのようなものがあるか</p> <p>7. <u>家庭裁判所による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所の承認—いわゆる法第28条手続</u></p> <p>8. <u>家庭裁判所による親権喪失宣告（民法第834条、児童福祉法第33条の6）と失権宣告の取り消し（民法第836条）</u></p> <p>9. <u>家庭裁判所による審判前の保全処分（特別家事審判規則第18条の2）</u> (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>10. <u>法的分離手続の実際</u></p>

改正後	旧
<p>第8章 児童福祉審議会の意見聴取をどう進めるか</p> <p>1. どのような事例を児童福祉審議会に諮るか</p> <p>2. 児童福祉審議会の意見聴取の手続はどのように行うか (削除)</p> <p>第9章 在宅における援助をどう行うか (削除)</p> <p>1. 在宅援助の基本的考え方と方法</p> <p>2. 関係機関との連携による支援</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会の活用 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第10章 施設入所及び里親等委託中の援助 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1. 施設入所中及び里親等委託中の子どもとその家庭への関わり</p> <p>2. 子どもへの人権侵害行為に関する対応</p> <p>3. 家族再統合に向けた取組み</p> <p>4. 家族再統合プログラムの考え方と実際</p> <p>5. 家庭復帰の際の支援</p>	<p>第7章 児童福祉審議会の意見聴取</p> <p>1. どのような事例を児童福祉審議会に諮るか</p> <p>2. 児童福祉審議会の意見聴取の手続はどのように行うか</p> <p>3. 児童福祉審議会運営の実際と活用はどのように行うか</p> <p>第8章 援助 (在宅指導)</p> <p>1. 在宅指導上の留意事項は何か (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2. 子どもへの心理的援助はどのように行うか</p> <p>3. 保護者への援助をどのように行うか</p> <p>第9章 援助 (親子分離)</p> <p>1. 児童相談所における対応</p> <p>2. 施設における対応</p> <p>3. 里親制度の活用 (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改正後	旧
<p><u>第1.1章</u> 児童相談所の決定に対する不服申立てについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政不服審査とは何か 2. 行政不服申立てにどう対応するか <p><u>第1.2章</u> <u>関係機関との協働</u></p> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>福祉事務所</u> (家庭児童相談室) との連携 2. <u>市区町村の母子保健部門</u> との連携 3. <u>児童委員</u> との連携 4. <u>児童家庭支援センター</u> との連携 <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. <u>保育所、幼稚園・小学校・中学校等</u> との連携 6. <u>医療機関</u> との連携 7. <u>警察</u> との連携 <p>(※内容は全面的に書き直し)</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. <u>弁護士</u> との連携 9. <u>家庭裁判所</u> との連携 10. <u>配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談所</u> との連携 11. <u>民間虐待防止団体</u> との連携 <p>(※内容は全面的に書き直し)</p>	<p><u>第1.0章</u> 児童相談所の決定に対する不服申立てについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政不服審査とは何か 2. 行政不服申立てにどう対応するか <p><u>第1.1章</u> <u>関係機関との連携の実態</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>市町村</u> (要保護児童対策地域協議会) との協働 2. <u>福祉事務所</u> (家庭児童相談室) との連携 3. <u>市町村の母子保健部局</u> 等との連携 4. <u>児童委員</u> との連携 5. <u>児童家庭支援センター</u> との連携 6. <u>児童福祉施設</u> との連携 7. <u>里親</u> との連携 8. <u>保育所、幼稚園・小学校・中学校等</u> との連携 9. <u>医療機関</u> との連携 10. <u>警察</u> との連携 11. <u>弁護士</u> との連携 12. <u>家庭裁判所</u> との連携 13. <u>配偶者暴力相談支援センター</u> との関係 14. <u>民間虐待防止団体</u> との連携

改正後	旧
<p>(削除)</p> <p>第13章 特別な視点が必要な事例への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. きょうだい事例への対応 2. アルコール依存・薬物依存等の保護者への対応 3. 精神疾患が疑われる事例への介入と対応 4. 特定妊婦や飛び込み出産への対応 5. 乳幼児揺さぶられ症候群(シェイクン・ベビー・シンドローム)が疑われる場合の対応 (削除) 6. 代理によるミュンヒハウゼン症候群(Munchausen Syndrome by Proxy, 以下 MSBP)への対応 7. 転居を繰り返す事例への対応 8. 配偶者からの暴力のある家庭への支援のあり方 9. ステップファミリーの事例への対応 10. 18歳若しくは19歳の子どもへの対応 	<p>第12章 電話相談の実際</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>子ども本人からの相談</u> 2. <u>養育者からの相談</u> 3. <u>養育者以外からの相談</u> <p>第13章 特別な視点が必要な事例への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>「きょうだい」事例への対応</u> 2. <u>保護者がアルコール依存症の場合の対応</u> 3. <u>保護者が薬物問題を抱えている場合</u> 4. <u>精神疾患が疑われる事例への介入と対応</u> (新規) 5. <u>保護者による治療拒否の事例</u> (新規) 6. <u>代理ミュンヒハウゼン症候群への対応</u> 7. <u>性的虐待への対応</u> (新規) 8. <u>配偶者からの暴力のある家庭への支援のあり方</u> (新規) 9. <u>18歳又は19歳の子どもへの対応</u>

改正後	旧
<p>1. 1. <u>性的虐待を受けた子どもとその保護者への支援</u></p> <p>1. 2. <u>ネグレクト事例への対応</u></p> <p>1. 3. <u>心中事例に対する考え方</u></p> <p>第1.4章 <u>虐待重大事例に学ぶ</u></p> <p>1. <u>重大事例に関する検証の必要性と枠組み</u></p> <p>2. <u>虐待対応上の主なポイント</u></p> <p>3. <u>その他の対応上のポイント</u></p> <p>4. <u>自治体による検証のあり方</u></p> <p>参考資料</p> <p>1. <u>子ども虐待への取り組みの沿革</u></p> <p>2. <u>調査において有用な身体医学的知識</u></p> <p>3. <u>医学診断の留意点</u></p> <p>参考文献</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第1.4章 <u>虐待致死事例に学ぶ</u></p> <p>1. <u>国における児童虐待による死亡事例等の検証の経緯</u></p> <p>2. <u>検証委員会の総括報告における提言</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

※ 旧から「削除」としている部分については、改正後の手引きにおいては別の場所に記載を移しているものも含まれます。逆に改正後で「新規」としている部分については、旧の手引きにおいては別の場所に記載していたものを移しているものも含まれます。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の 関連政令・省令の改正案について (概要)

1. 背景

不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震診断の実施の義務付け等について定める建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）が平成25年5月29日に公布されたところである。

今般、改正法が公布の日から起算して6月を超えない範囲内において施行することとされていることから、所要の事項を定める必要があるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）の一部を改正する。

2. 概要

<建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令関係>（新旧対照条文は別紙のとおり。）

- (1) 改正法による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第1号に規定する「都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物（防災拠点）」

火葬場等の公益施設のほか、地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他国又は地方公共団体が公益上必要な建築物として定めたもの等を定める。

- (2) 法第5条第3項第1号に規定する「地震に対する安全性が明らかでない建築物（耐震不明建築物）」

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物とし、同年6月1日以後に増築等の工事に着手し、検査済証の交付を受けたもの（※）を除く旨を定める。

※ 既存部分への構造関係規定の遡及適用の緩和を受けていないものに限る。

- (3) 法第5条第3項第2号に規定する「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（通行障害建築物）」

前面道路の中心から45度の斜線にかかる沿道建築物を対象とする。ただし、地形、道路の構造その他の状況によりこれによることが不相当である場合は、地方公共団体の規則で別に定めることができる旨を定める。

- (4) 複合用途建築物の取扱い（法第14条第1号、法第15条第2項、法附則第3条第1項関係）

2以上の建築物の用途を兼ねる場合は、下記の式の条件を満たすときは、床面積要件を満たすものとみなすこととする旨を定める。

【計算式：2つの異なる用途に供する場合（用途数により順次追加）】

$$\begin{aligned} & \text{用途Aに供する部分の床面積} / \text{基準となる用途Aの床面積} \\ + & \text{用途Bに供する部分の床面積} / \text{基準となる用途Bの床面積} \geq 1 \end{aligned}$$

(5) 法附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」

①用途：指示対象建築物の用途と同じである旨を定める。

②規模：用途に応じ、以下のよう定める。

- ・病院、店舗、旅館等：階数3及び床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館：階数1及び床面積の合計5,000㎡以上
- ・老人ホーム等：階数2及び床面積の合計5,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所：階数2及び床面積の合計1,500㎡以上
- ・小学校、中学校等：階数2及び床面積の合計3,000㎡以上
- ・危険物貯蔵所等：階数1及び5,000㎡以上

③耐震不明建築物に限定する旨を定める。

④危険物貯蔵所等については、敷地境界線等までの距離が、危険物の区分に応じて大臣が定める距離以下のものに限る旨を定める。

<建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則関係>

(1) 法第5条第3項第2号に規定する国土交通省令で定める道路として、都道府県知事又は市町村長が特に防災に資する道路として認めるものを定める。

(2) 法第7条及び法附則第3条第1項に規定する「耐震診断」は、次のいずれかに掲げる者に行わせるものとするを定める。

①一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下単に「建築士」という。）であつて、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習として国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録耐震診断資格者講習」という。）を修了した者（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築物について耐震診断を行う場合にあつては、当該各項に規定する建築士に限る。）

②①のほか国土交通大臣が定める者

(3) (2)の耐震診断は、法第4条第1項に規定する基本方針に定める技術上の指針となるべき事項に適合したものとするを定める。

(4) 耐震診断がこの省令の施行前に行われた場合には、(2)は適用しないことを定める。

(5) 法第7条及び法附則第3条第1項に規定する耐震診断の結果の報告については、別記様式による報告書又は所管行政庁が規則により別途定める報告書を提出して行うこと等を定める。

(6) 登録耐震診断資格者講習は、講義により行うことその他の登録耐震診断資格者講習に関し必要な事項を定める。

- (7) 法第8条第2項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）に規定する、所管行政庁が耐震診断の結果の報告に係る命令をしたときに行う公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないことを定める。
- ①命令を受けた建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
 - ②命令を受けた建築物の名称、所在地、用途その他当該建築物の概要
 - ③命令の年月日、内容及び履行期限
- (8) 法第9条に規定する、所管行政庁が第7条の規定により要安全確認計画記載建築物の所有者から耐震診断の結果の報告を受けたときに行う当該報告の内容の公表は、次に掲げる事項を、当該報告に係る同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限が同一である建築物ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないことを定める。
- ①建築物の名称、所在地、用途その他当該建築物の概要
 - ②建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項
 - ③建築物に係る耐震改修、建替え又は除却の予定の有無及びその予定がある場合にあっては実施時期
- (9) 法附則第3条第3項において準用する法第9条に規定する、所管行政庁が附則第3条第1項の規定により要緊急安全確認大規模建築物の所有者から耐震診断の結果の報告を受けたときに行う当該報告の内容の公表は、(8)の①～③に掲げる事項を当該報告に係る建築物の用途ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないことを定める。
- (10) 法第10条第1項及び第2項に規定する、都道府県又は市町村が負担する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断の実施に要する費用は、国土交通大臣が定めるところによることとするよう定める。ただし、同条第1項の費用については国又は市町村、同条第2項の費用については国又は都道府県の補助に係る部分を除くこととする。
- (11) 法第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画について、同条第3項第5号及び第6号の追加に伴う認定の申請書類の追加その他の必要な改正を行う。
- (12) 法第22条の規定による建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設に伴い、表示の様式を添付様式のように定めるほか、認定の申請書類その他の必要な事項を定める。
- (13) 法第25条の規定による区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設に伴い、認定の申請書類その他の必要な事項を定める。
- (14) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布	平成25年10月上旬
施行	平成25年11月25日

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の 関連政令・省令の改正案に関するパブリックコメントの募集について

■意見募集対象

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課 (東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成25年8月19日(月)～平成25年9月17日(火)

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) FAXの場合 FAX番号 : 03-5253-1630

(2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

(「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・省令の改正案に対する意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp

(電子メールの題名を「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・省令の改正案に対する意見」として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の関連政令・
省令の改正案に関するパブリックコメントの募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分:)

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案（仮称）新旧対照条文案

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）</p> <p>第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 診療所</p> <p>二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設</p> <p>三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設</p> <p>四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設</p> <p>五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設</p> <p>六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設</p> <p>七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設</p>	<p>（新設）</p>

- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設物

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定めたもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事

三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の

（新設）

大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。ただし、都道府県知事又は市町村長は、地形、道路の構造その他の状況によりこれによることが不適當であると認める場合においては、都道府県知事にあつてはその敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物(以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。)について、市町村長にあつてはその敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物(都道府県計画道路沿道建築物であるものを除く。)について、規則で、六メートル以上の範囲内で、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に加えるべき距離を別に定めることができる。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させること

(新設)

(新設)

ができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、当該要安全確認計画記載建築物の敷地又は当該要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 第十八 (略)

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 第十八 (略)

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合において、当該建築物の階数が、当該二以上の号に定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、当該建築物の当該二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一年以上となるときは、当該建築物の階数及び床面積の合計は、当該二以上の号に定める階数及び床面積の合計以上であるものとみなす。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 七 (略)

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 十 (略)

3 (略)

(削除)

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 七 (略)

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 十 (略)

3 (略)

1 (多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 十八 (略)

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合において、当該建築物の当該二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一年以上となるときは、当該建築物の床面積の合計は、当該二以上の号に定

離を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものと

とする。

一 十八 (略)

十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物(保育所を除く。) 床面積の合計が二千平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

める床面積の合計以上であるものとみなす。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、当該特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、当該特定既存耐震不適格建築物の敷地又は当該特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二條第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、当該基準適合認定建築物の敷地又は当該基準適合

(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(新設)

認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2

所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、当該要耐震改修認定建築物の敷地又は当該要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附則

(施行期日)

(新設)

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(削除)

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下

1 (略)

(建設省組織令の一部改正)

2 建設省組織令(昭和二十七年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)」を「、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)」に改める。

第三十四条第五号中「第七十一条第九号」を「第七十一条第十号」に改める。

第七十一条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。

のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号及び第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合において、当該建築物の階数が、当該二以上のイからホまでに定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、当該建築物の同号イからホまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ同号イからホまでに定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一以上となるときは、当該建築物は、同号に掲げる要件に該当するものとみなす。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項の規定による要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対する報告徴収及び立入検査について準用する。この場合において、第五条中「法第十三条第一項」とあるのは、「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（抄）（附則第〇条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）<u>第三十五条第二項</u></p> <p>十八～三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）</p> <p>第四条 法第二百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）<u>第二十条第二項</u></p> <p>十八～三十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

基本指針（案） Q & A（第2版）

Q1)「市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村計画の作成の進捗状況等を都道府県に報告すること」とされているが、「四半期ごと」が例示されている理由は何か。(第三の一の2(三)関係)

○市町村がニーズ調査結果や計画の検討状況等について都道府県へ報告する頻度については、地域の実情に応じて都道府県に設定していただくものである。なお、「四半期ごと」はあくまで例示であるが、その趣旨は下記のとおりである。

～25年末 ニーズ調査の結果報告(単純集計の報告)

～25年度末 計画に定める「量の見込み」の報告

～26年度第1四半期

(既存施設の移行希望調査等も踏まえ、確保方策について随時情報交換)

～26年度第2四半期 計画に定める「確保方策」の報告

Q2)市町村は、市町村計画の作成の進捗状況等を都道府県に報告することとされているが、報告様式例や、報告すべき事項などは国から示されるのか。

○計画作成時における市町村から都道府県への報告に係る様式や報告事項は、Q1の報告の時期と合わせて、基本的には、各都道府県において定めていただくものであり、国から一律の様式等をお示しすることは考えていない。

ただし、平成25年8月6日付け事務連絡別添「留意事項」二に記載のとおり、市町村が設定した量の見込みについては、国の参考資料として、その数値の提供を依頼する予定であり、その報告様式等については国から追ってお示しする。

Q3)基本指針では、市町村の計画策定に当たり、私立幼稚園の運営状況等を円滑に把握できるよう、都道府県は市町村に必要な支援を行うとされているが、具体的にどのような支援を行うべきか。また、たとえば、都道府県において把握している各幼稚園の在園児等を、当該幼稚園に断りなく、市町村に情報提供することは、問題ないのか。

○都道府県が把握している私立幼稚園の運営状況（例えば、幼稚園の在園児数、広域利用の状況）等について、市町村に情報提供すること等を想定している。一方で、こうした情報が関係市町村に提供されることについて幼稚園関係者が予め了知しておくことが、円滑な行政運営のためには望ましいと考える。このため、都道府県が私立幼稚園からこ

これらの情報を収集する際には、市町村に情報提供することやその後の取扱いについて、予め明示しておくことが望ましい。また、市町村に情報提供をするに当たっては、当該情報の取り扱い（どの情報をどのような場合に使用・公表して良いか等）に係る留意点について、都道府県と市町村との間で共通理解を図っておくことが必要である。

○なお、平成25年度においては既に都道府県による情報収集が終了していることから、市町村への情報提供につき事前に私立幼稚園の了解が得られていない場合には、都道府県から私立幼稚園に対し、改めて事前に了解を得ることが望ましい。

Q4) 量の見込みを設定する際に、「保育が必要な満3歳未満の子ども」だけ「0歳」「1-2歳」に分ける理由は何か。また、自治体の判断で分けないことも可能か。(第三の二の2(一)(3)、四の2(一)関係)

○子ども・子育て支援法では、認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

基本指針では、こうした法律の枠組みを前提として、0歳児については、0歳児保育の政策的位置づけにより必要量が大きく変わることから、特に満1・2歳と区分して、「量の見込み」、「確保方策」を記載することとした。

○なお、都道府県は、市町村の基盤整備を支援する役割を担っており、都道府県計画の量の見込みに基づいて自ら基盤整備を行う立場には基本的にはないことから、都道府県の実情に応じて、「0歳」「1-2歳」を区分しないことも可能。

Q5) 「保育の量の見込み」算定における幼稚園の預かり保育の取扱い如何。(別表第二、第三関係)

○新制度においては、幼稚園の預かり保育を利用している場合について、①保護者の就労等により定期的に利用している場合については、2号認定を受けて2号定員を設定できる認定こども園等を利用すること、②それ以外の場合については、地域子ども・子育て支援事業の「一時預かり事業」の対象とすることを基本としている。

○このため、幼稚園の預かり保育の定期的な利用希望等については、別表第二の「二 法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども」において、「現在の保育の利用状況（認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。）」とするとともに、別表第三の「八 一時預かり事業」において、「小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼

稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）」としているところである。

○なお、既存の幼稚園の認定こども園への移行を見込むことが困難である場合や共働き家庭であって幼稚園の利用を希望する場合、幼稚園の預かり保育を定期的に利用する子どもが幼稚園に在籍することが考えられるが、この場合の取扱いについては、追ってお示しする。

Q6) 一時預かり事業の量の見込みに関して、幼稚園の預かり保育を利用した日数を勘案することとされている趣旨如何。(第三の二の3 (一)、別表第三関係)

○現行制度で私学助成を受けて実施している預かり保育の一部は、新制度では市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の「一時預かり事業」に移行することを想定している。

○このため、一時預かり事業の量の見込みの設定については、別表第三の「八 一時預かり事業」において、「利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定」としているところである。

○また、量の見込みの設定に際しては、当然ながら、現在、保育所や地域子育て支援拠点で行われている一時預かり事業の利用状況や利用希望がベースとなることから、第三の二の3 (一)において、「現行の一時預かり事業に加えて、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を把握し」と記載しているものである。

Q7) 支援法第61条第2項第2号において、市町村計画では地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとされている一方、法第62条第2項において、都道府県計画では記載することとされていないのはなぜか。

(教育・保育)

○教育・保育については、「量の見込み」を教育・保育施設と地域型保育事業を通じて一体のものとして把握し、「確保方策」についても両者を一体的に定める。ここで、都道府県は、認定こども園及び保育所の認可・認定の際に、都道府県計画に基づき需給調整の判断を行うこととされている（認定こども園法・児童福祉法）ことから、市町村計画のみならず、都道府県計画においても、教育・保育施設及び地域型保育事業の双方について、

量の見込みと確保方を記載することとされている。

(地域子ども・子育て支援事業)

- 一方、地域子ども・子育て支援事業については、実施の要否等の判断は一義的に市町村が行うものであり、都道府県が都道府県計画に基づき判断、整備を行うものではないことから、子ども・子育て支援法上、記載事項とはされていない。

Q8) 計画の確保方を定めるに当たって、ニーズ調査の結果にどの程度拘束されるのか。仮にニーズ調査で、小規模保育や家庭的保育に対するニーズが強いと分かった場合でも、確保方として保育所の新設・定員増を記載することは可能なのか。

- 市町村は、必要な保育を確保する義務があることから、新制度の実施主体として、必要量を確保するための基盤整備を行っていただく必要はあるが、教育・保育施設、地域型保育事業のどちらをどの程度整備するかは、必要量、地域の実情を踏まえた自治体のご判断であり、ご質問のような対応をすることは可能である。
- ただし、計画作成に当たっては、地方版子ども・子育て会議等における地域の関係当事者の議論を経ることが必要である。また、必要量を満たしていない限り、他の類型の教育・保育施設、地域型保育事業（Qの例では保育所以外）から認可、認定の申請があったときは、原則として、認可、認定すべきものであることに留意が必要である。

Q9) 平成29年度末までに需給ギャップ解消を目指すこととされているが、地域によっては量のピークは平成29年度ではないのではないのか。(第三の二の2(二)(1)、四の2(二)(1)関係)

- 国としても待機児童の解消は喫緊の課題であると考えており、新制度の施行を待たずに、待機児童の解消に取り組む地方自治体に対しできる限りの支援策を講じるため、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、「保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す」こととしていることから、各自治体では、これを踏まえて各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしている。

Q10) 確認を受けない幼稚園はどのように取り扱うのか。(第三の二の2(二)(1)・(二)(1)ア、四の2(一)(1)・(二)(1)ア関係)

- 量の見込みについては、「確認を受けない幼稚園」も含める。

○確保方策については、確認を受けない幼稚園も「保育の必要性がない3歳以上の子ども」の教育の受け皿となっていることから、記載。

(参考)確認を受けない幼稚園を利用する子どもの数を量の見込みに含める理由

○いわゆる「1号認定」は、保育を必要とする子どもを除いた3歳以上の子どもの数を基本として定めるものであり(別表第二)、「確認を受けない幼稚園」を利用する子どもの数も当然に含めるべきものであることから、含めているもの。

Q 1 1) 認可外保育施設を確保方策として計画に記載して良いか。(第三の二の2(二)(1)、四の2(二)(1)関係)

○子ども・子育て支援新制度では、市町村が把握した「量の見込み」に対して、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」により対応することが基本。

○ただし、「待機児童加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可化を支援しているところであり、当分の間は、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」に加えて、一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能とする。

※ベビーホテルのように、上記のような内容の支援を行っていない認可外保育施設は対象ではない。

(参考)

○なお、量の見込みの算出に当たっては、いわゆる「2号認定」「3号認定」は、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用等を含む。)を基本として定めるものであり(別表第二)、認可外保育施設を利用する子どものうち保育を必要とする子どもを含める。

※上記のような内容の支援を行っている認可外保育施設に限らない。

Q 1 2) 指定都市、中核市、児童相談所設置市の作成する計画に、都道府県計画に記載すべき事項のうち盛り込むべきものが具体的にどれかを明確にしてほしい。(たとえば、認定こども園への移行を促進するための都道府県が定める数や、認定こども園の数値目標などは、どうか?)

○基本指針案第三の二において、指定都市、中核市、児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)にあつては、都道府県計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等が処理することとされているものについては、市町村計画に盛り込むことが必要、としている。

○ここで「指定都市等が処理することとされているもの」については、大都市特例により、法令上、都道府県の権限を指定都市等が有しているものを想定している。

○具体的には、幼保連携型認定こども園・保育所の認可は指定都市・中核市が行うこととされていることから、幼保連携型認定こども園・保育所の認可に係るもの（第三の四の二（二）イ・ウの需給調整に関する事項）については、市の計画に記載していただく必要がある。

また、幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期（第三の四の三）についても、記載していただく必要がある。

○また、指定都市・中核市は、児童相談所の設置（児童相談所設置市以外の中核市を除く。）や児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設の設置認可（児童相談所設置市以外の中核市は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の設置認可を除く。）をすることとされており、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策」を担っていることから、第三の四の五に掲げる事項のうち、必要なものを記載していただく必要がある。

Q13) 幼稚園・保育所の認定こども園への移行に係る特例に関して、供給過剰の地域においても、「都道府県計画で定める数」の上乗せを認めるのか。（需給調整よりも認定こども園への移行を優先するという事か。）（第三の四の二（二）（二）ウ関係）

○本特例は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするもの。

○したがって、供給過剰地域においても、認可・認定を可能とすることを前提としつつ、適切な需給状況が確保されるよう、既存施設の現在の利用状況等を勘案し、地方版子ども・子育て会議等における議論により透明性を確保した上で、「都道府県計画で定める数」を設定し、その範囲内で認可・認定を行っていただくこととなる。

※ 指定都市・中核市が、認可権限を有する「幼保連携型認定こども園」を認可する際には、「市町村計画で定める数」を設定することとなることに留意。

Q14) 次世代育成支援対策推進法の延長の見通しはどうなっているか。次世代計画との関係をどのように考えればよいか。

○子ども・子育て支援法附則第2条第2項において、「政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

この延長の検討は、ワーク・ライフ・バランスの促進など、主に一般・特定事業主行動計画の取り扱いが中心となるが、「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議決定）において「次世代育成支援対策推進法の延長・強化の検討」が盛り込まれたことや、先般取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においても「その延長、見直しを積極的に検討すべき」とされたこと等も踏まえ、引き続き政府内部での検討を進めていく。

○次世代育成支援対策推進法に根拠を置く地域の子育て支援に係る財政支援は、平成27年度以降は子ども・子育て支援事業計画に基づくものに移行する。このため、平成27年度以降は、市町村におかれては、財政支援の根拠となる計画としては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成いただければ足りる。

○なお、子ども・子育て支援法に基づく財政支援の対象とはならない事業等であって、現行の次世代計画に記載しているものについて、市町村子ども・子育て支援事業計画の中に一体的に盛り込むか否かは、各自治体のご判断による。

※24年11月29日付けQ&A Q3 参照

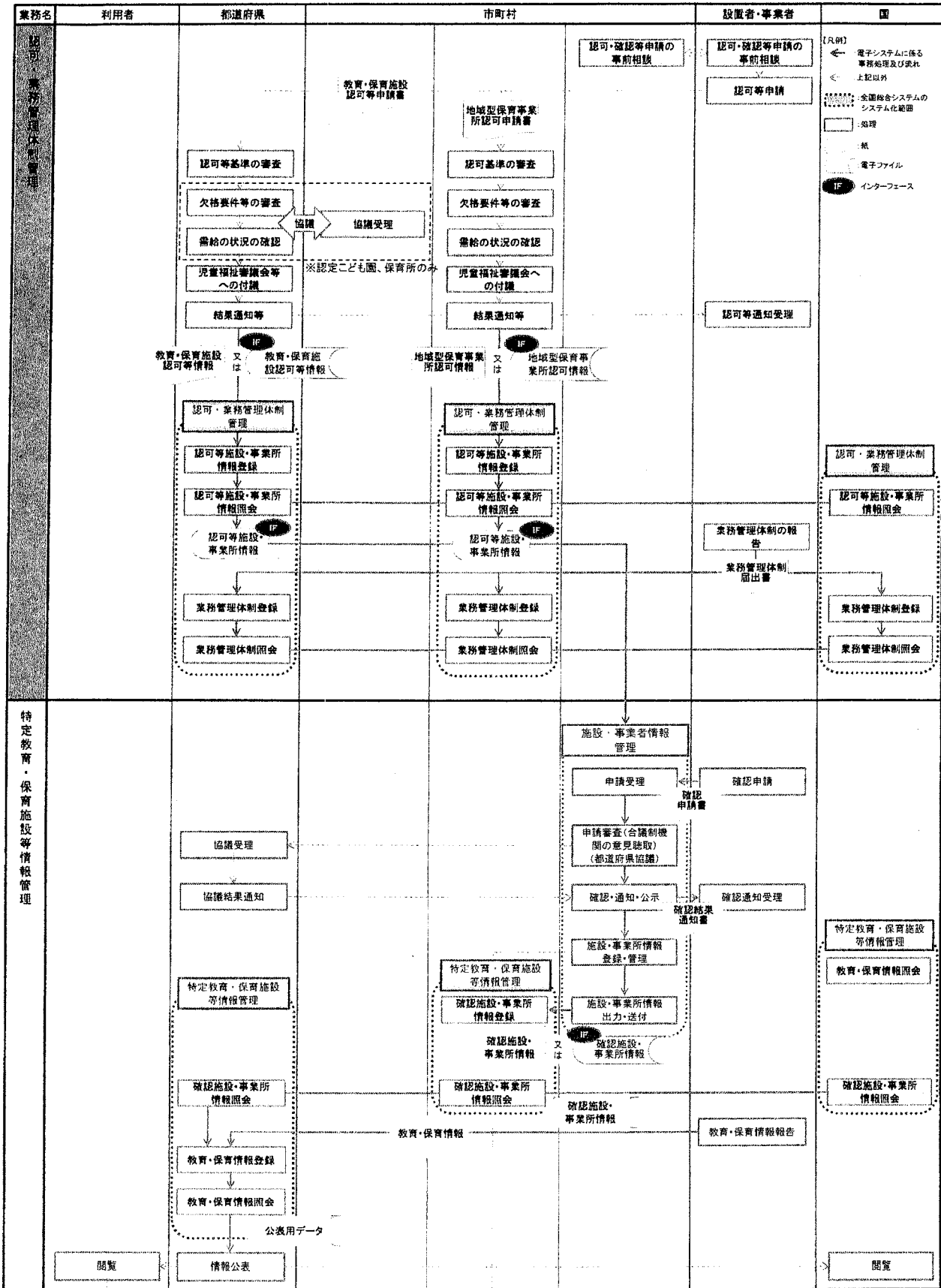
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/h241129/kaitou.pdf>

子ども・子育て支援新制度に係る 全国総合システム開発の検討状況について

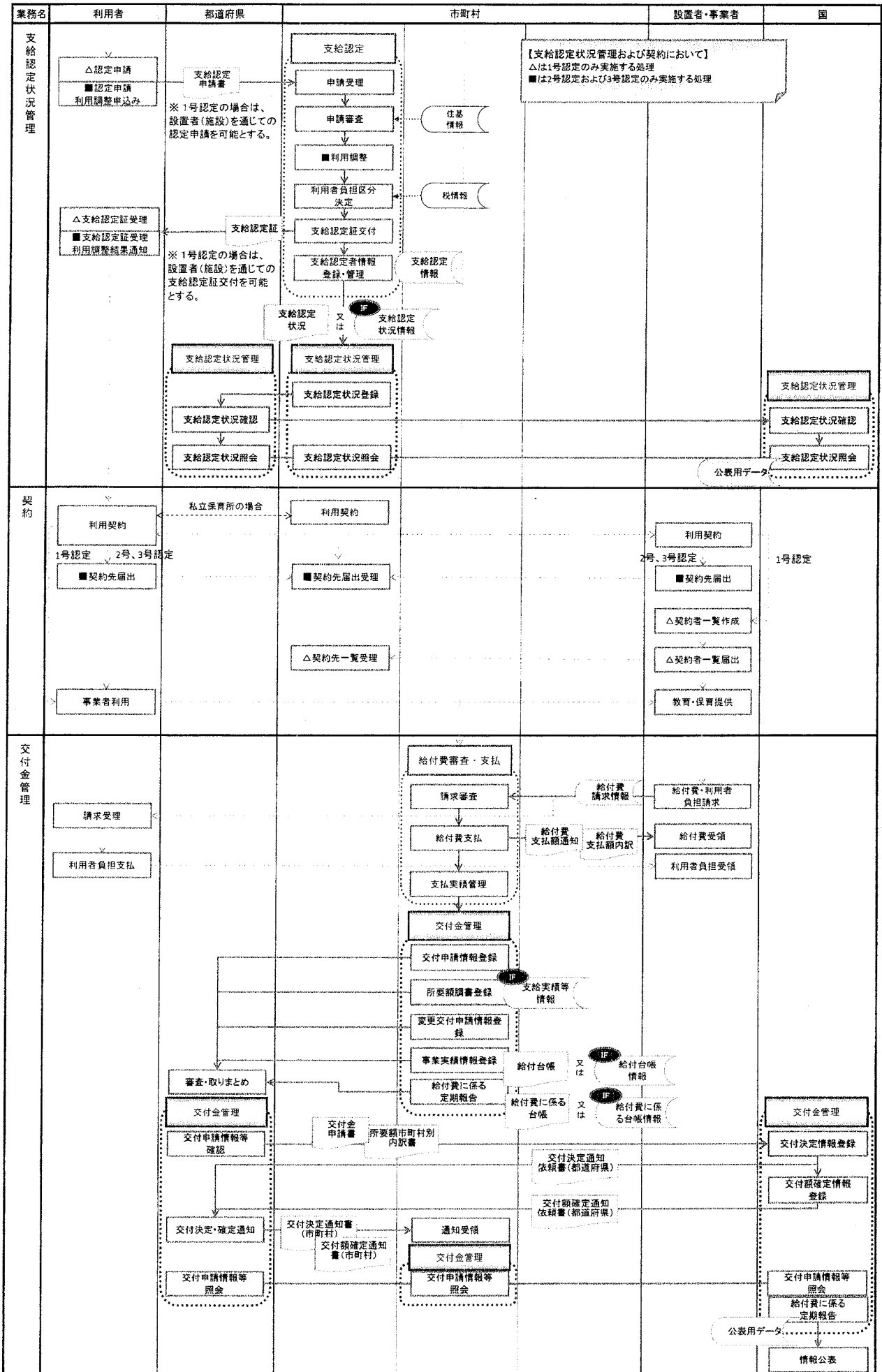
- 前回（6／10）の子ども・子育て支援新制度説明会において、国が構築する「全国総合システム」の検討状況について、お示したところ。
- 今回、新たに業務の処理フローを作成したので、御参考までにお示しする。
- なお、本資料の記載内容は現在での想定であり、今後変更があり得る。

- 1 子ども・子育て支援新制度に係る処理フロー
- 2 子ども・子育て支援新制度に係る全国総合システム処理フロー
 - ・施設型／地域型保育給付交付金管理システム
 - ・支給認定状況データ管理システム
 - ・特定教育・保育施設等データ管理システム
 - ・認可・業務管理体制データ管理システム

子ども・子育て支援新制度に係る処理フロー

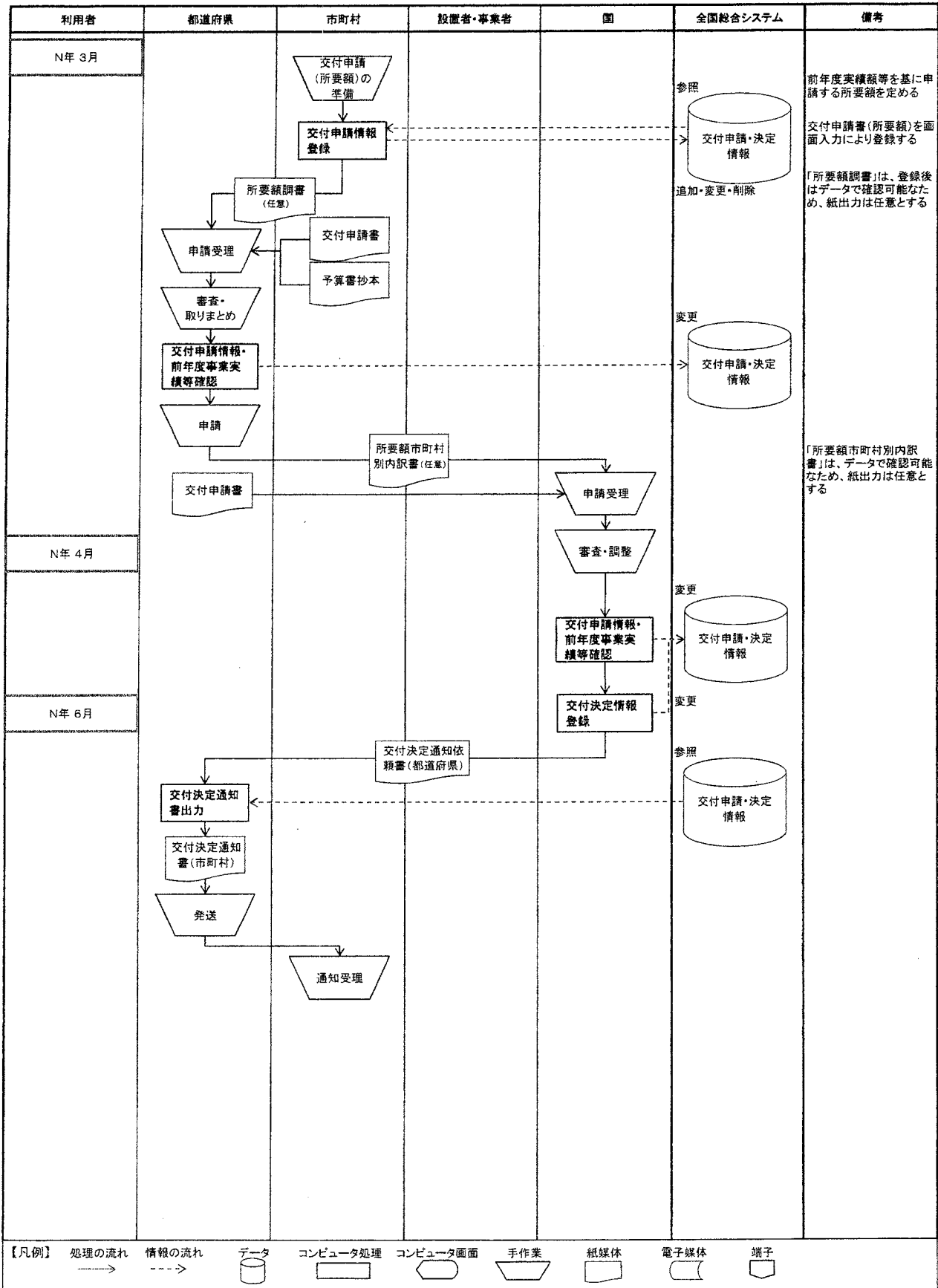


子ども・子育て支援新制度に係る処理フロー

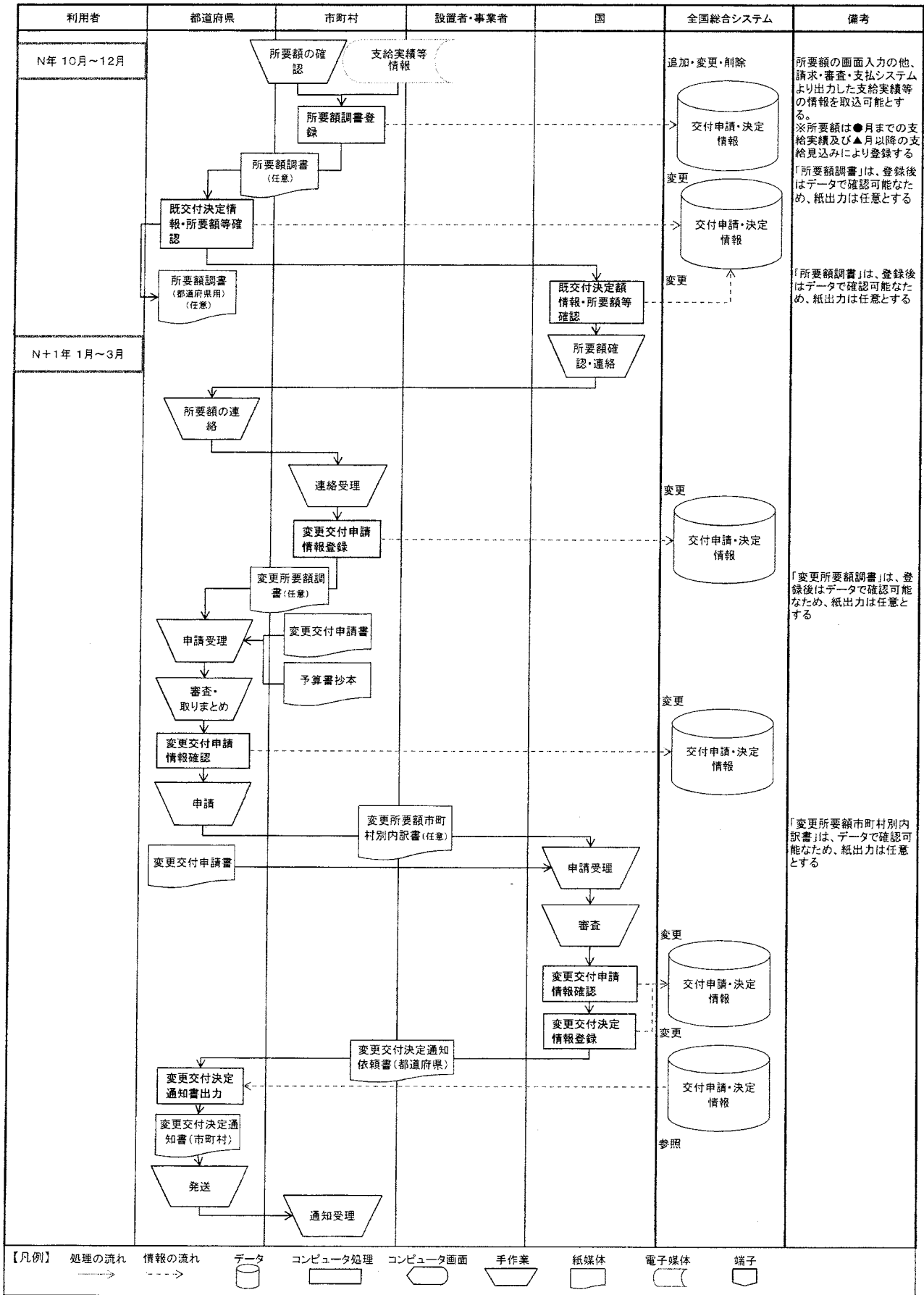


子ども・子育て支援新制度に係る全国総合システム 処理フロー

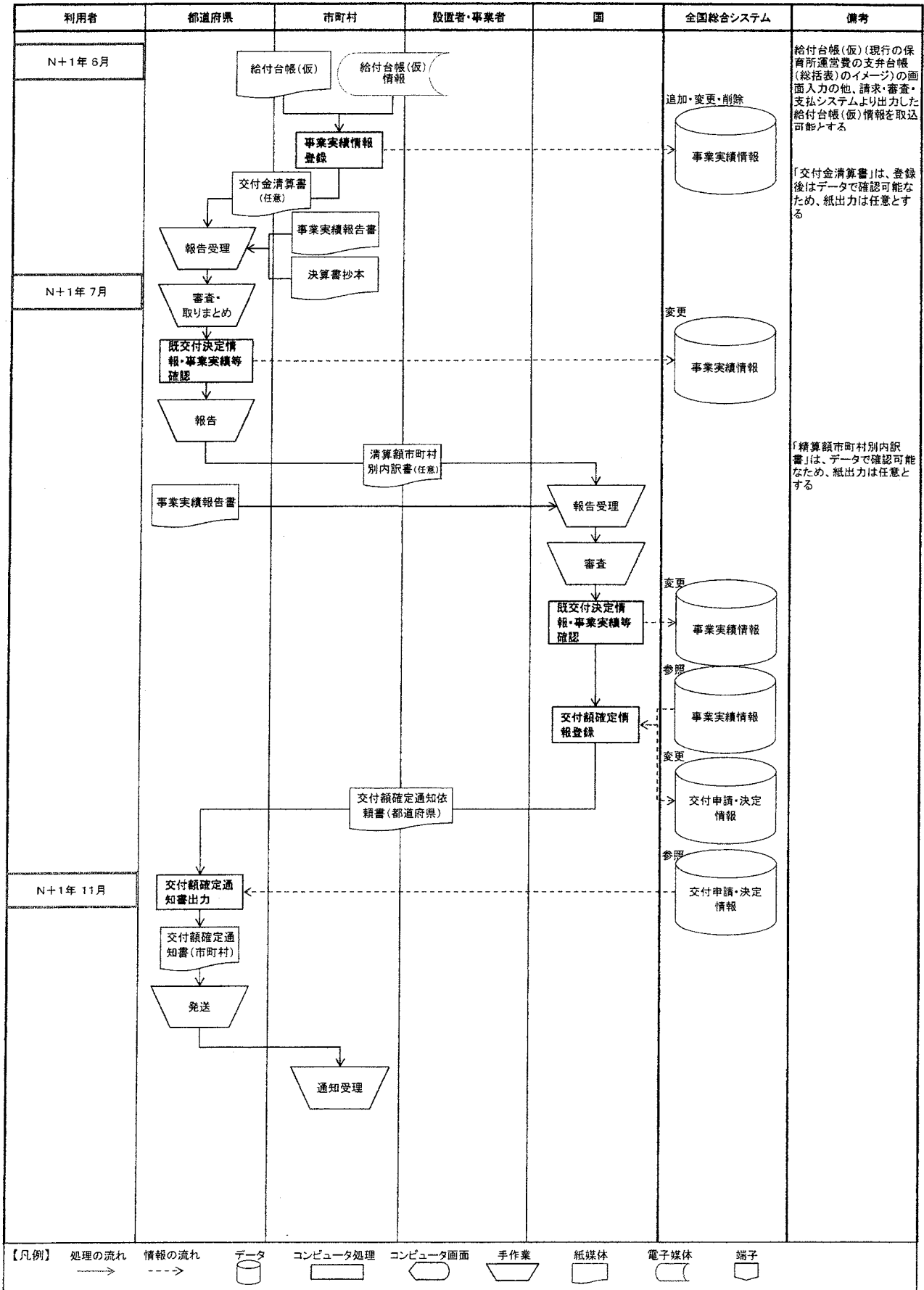
施設型/地域型保育給付交付金管理システム 処理フロー(1/4)



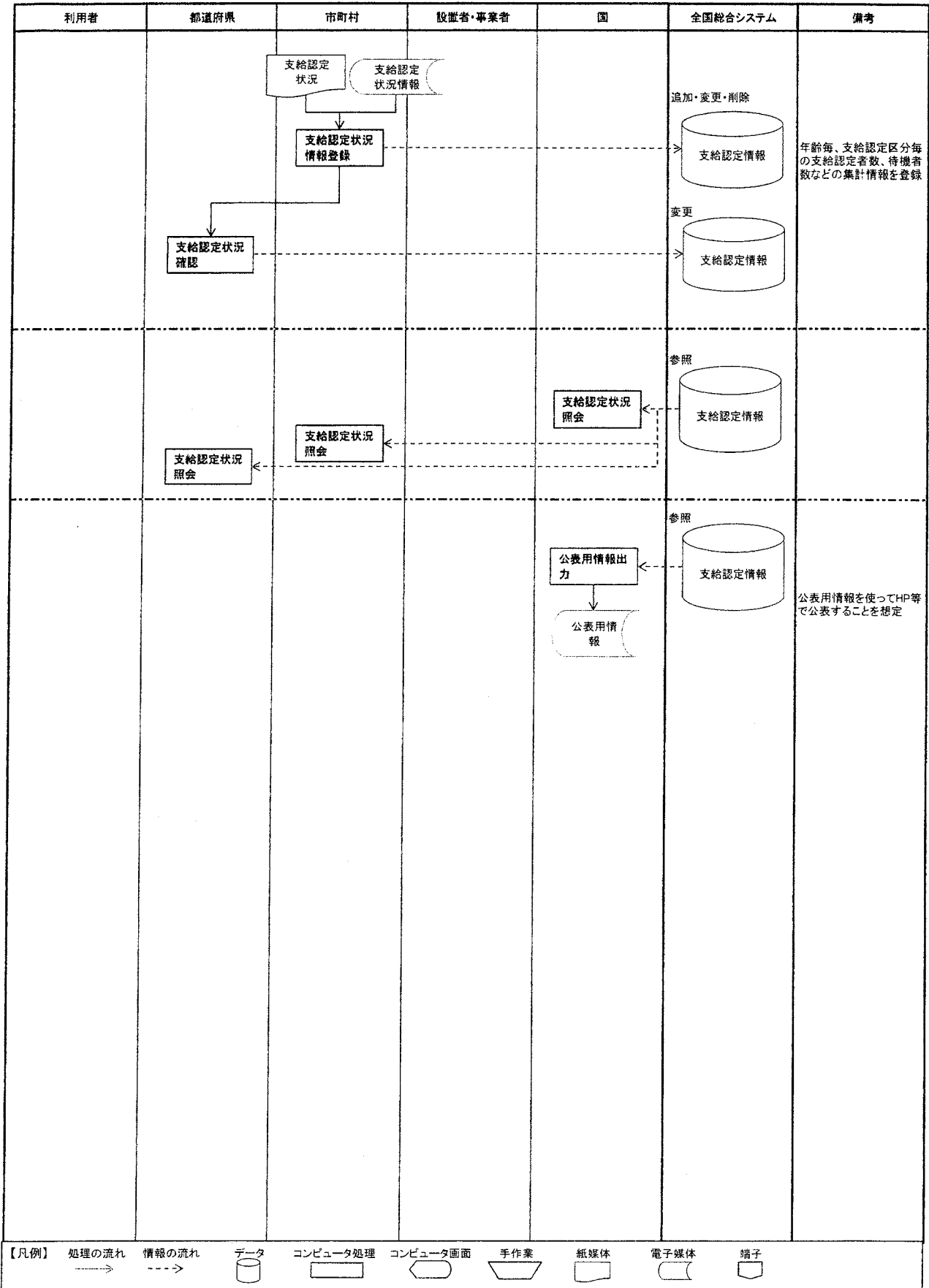
施設型/地域型保育給付交付金管理システム 処理フロー(2/4)



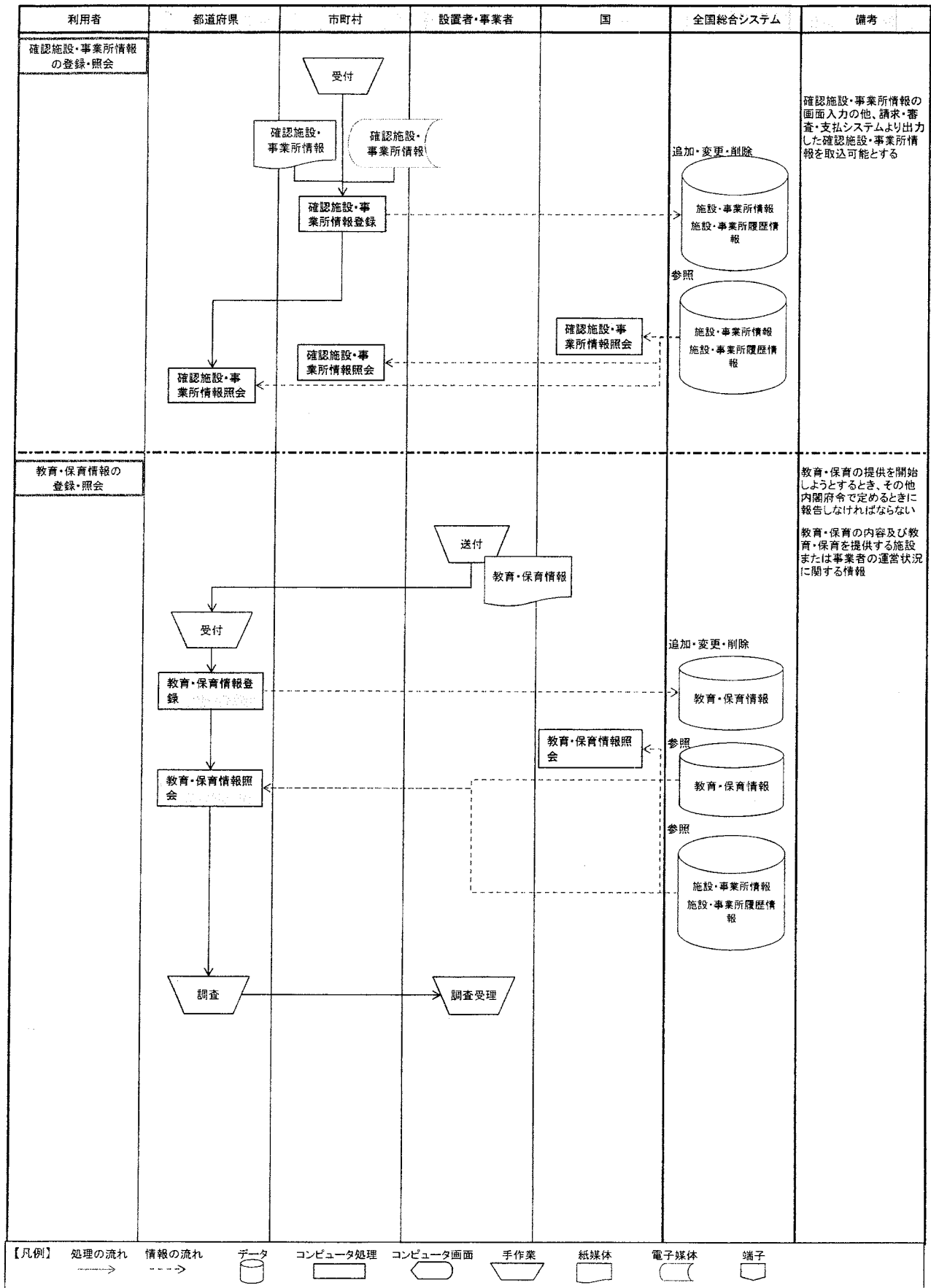
施設型/地域型保育給付交付金管理システム 処理フロー(3/4)



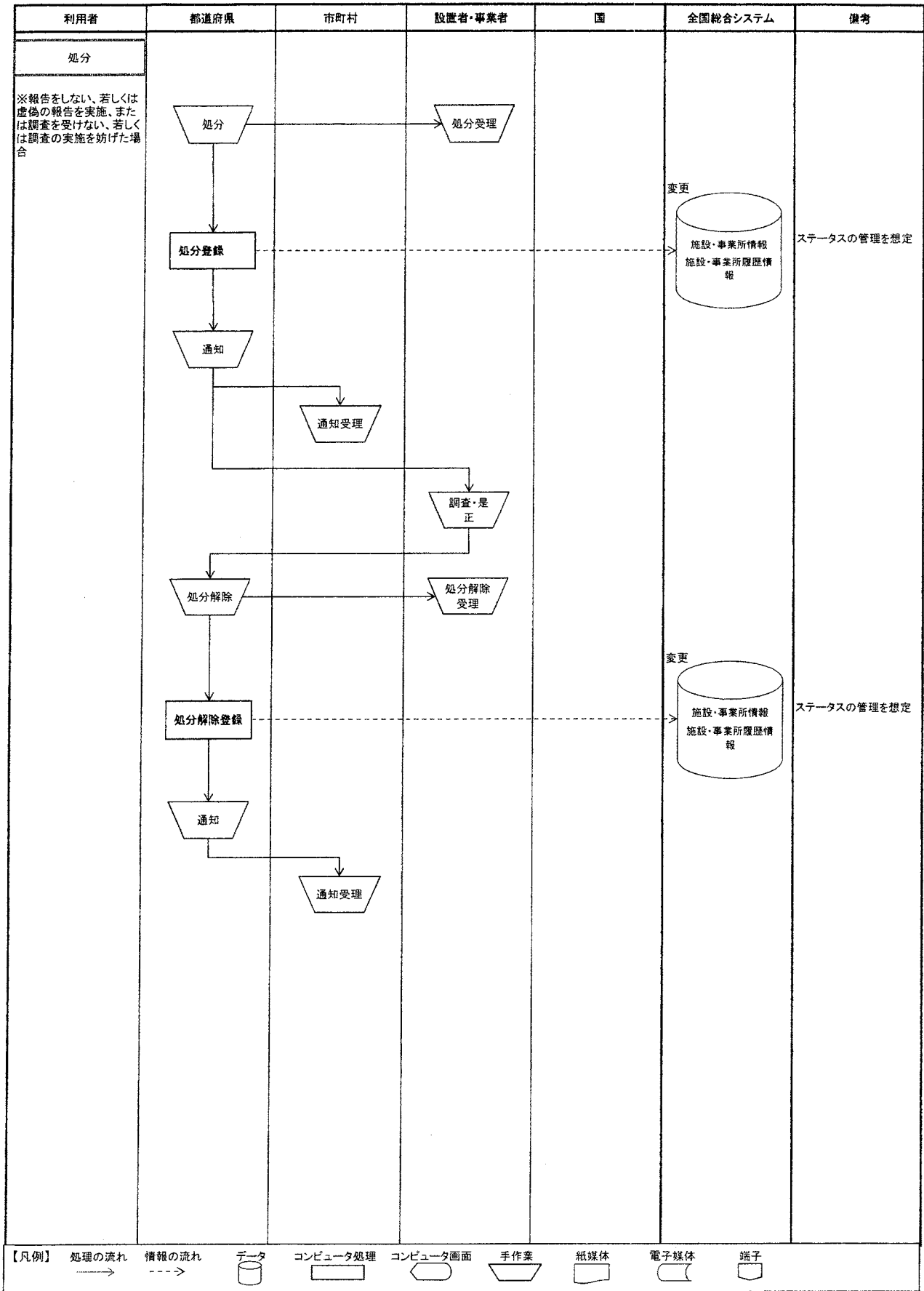
支給認定状況データ管理システム 処理フロー(1/1)



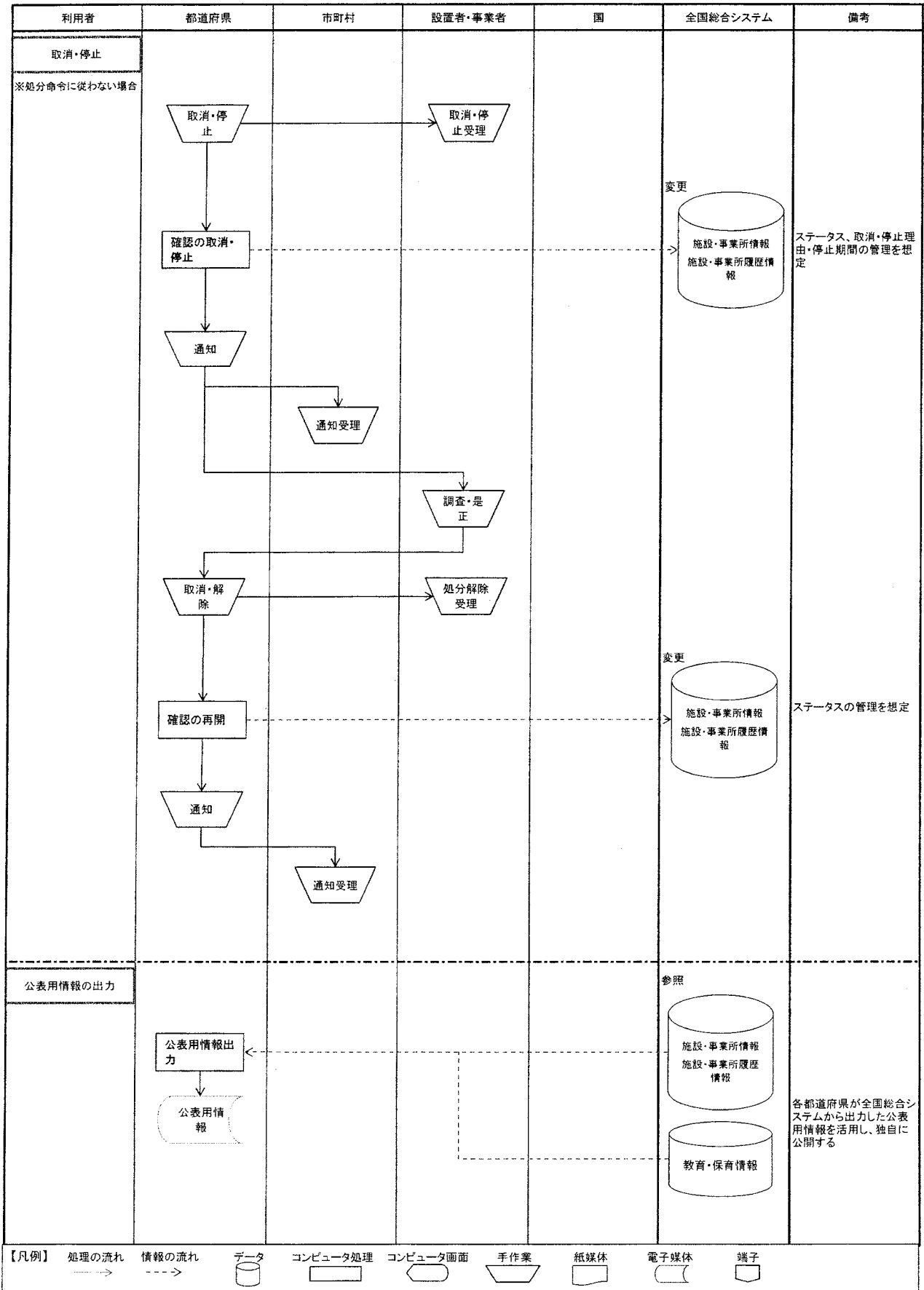
特定教育・保育施設等データ管理システム 処理フロー(1/3)



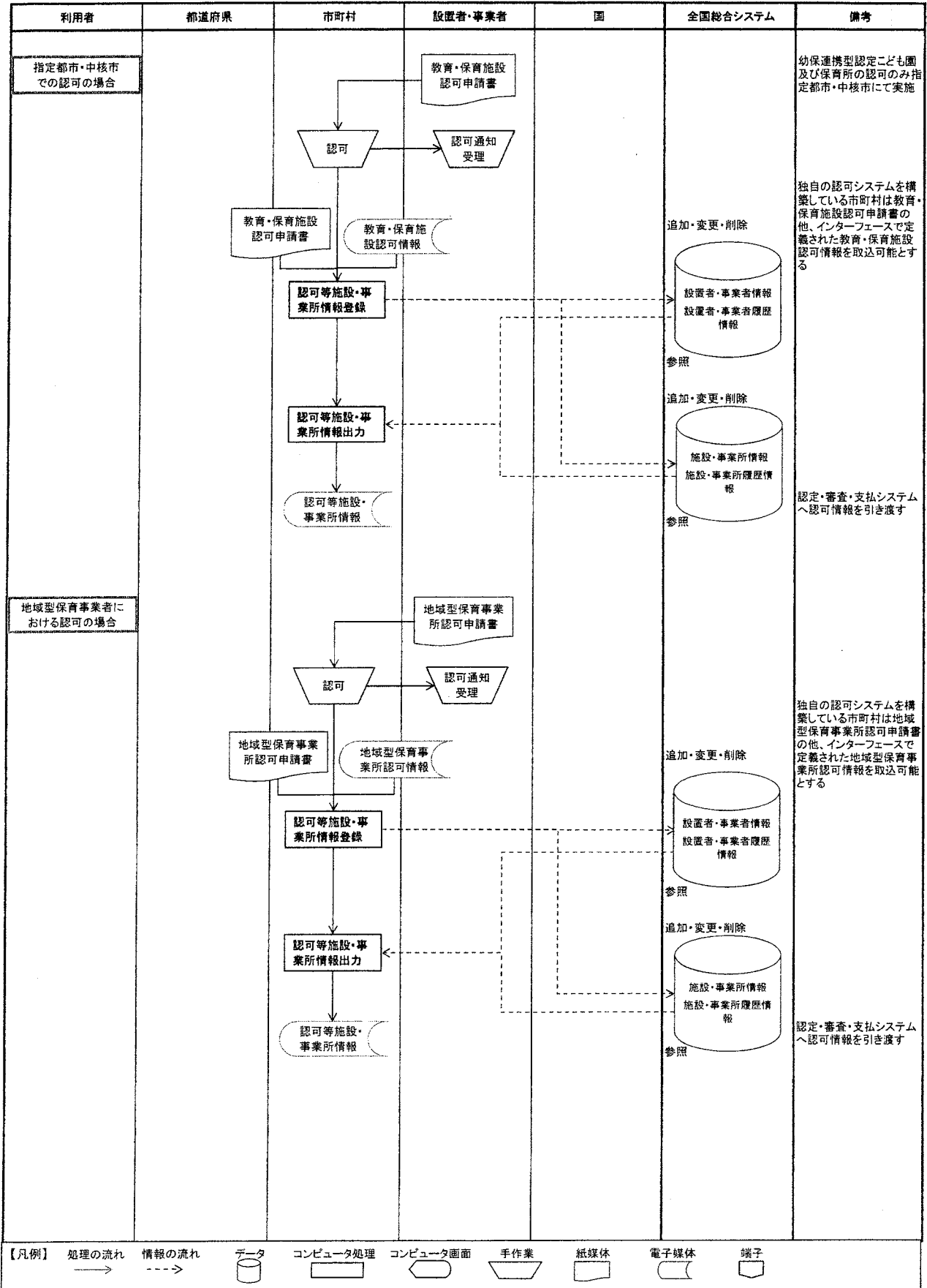
特定教育・保育施設等データ管理システム 処理フロー(2/3)



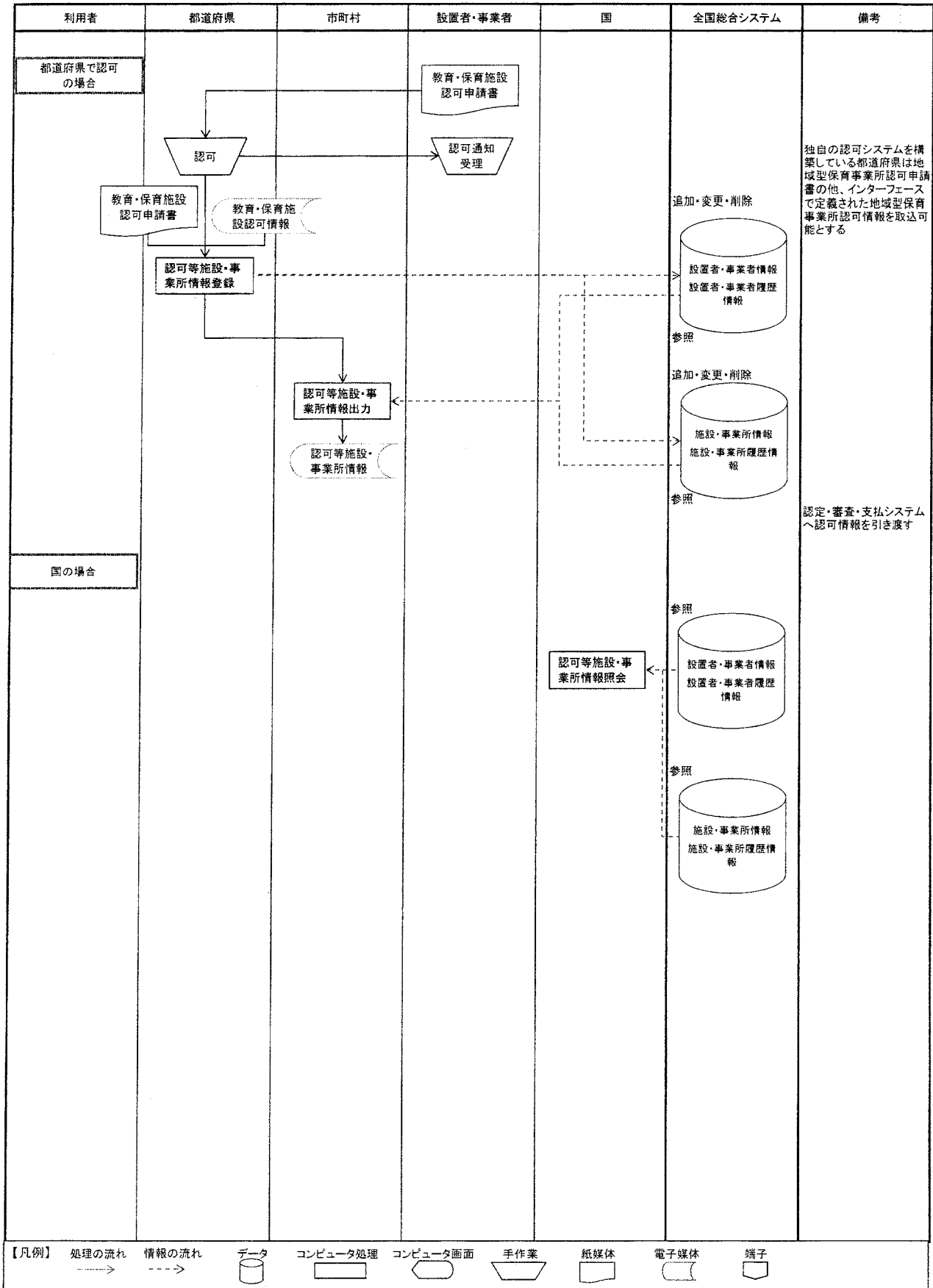
特定教育・保育施設等データ管理システム 処理フロー(3/3)



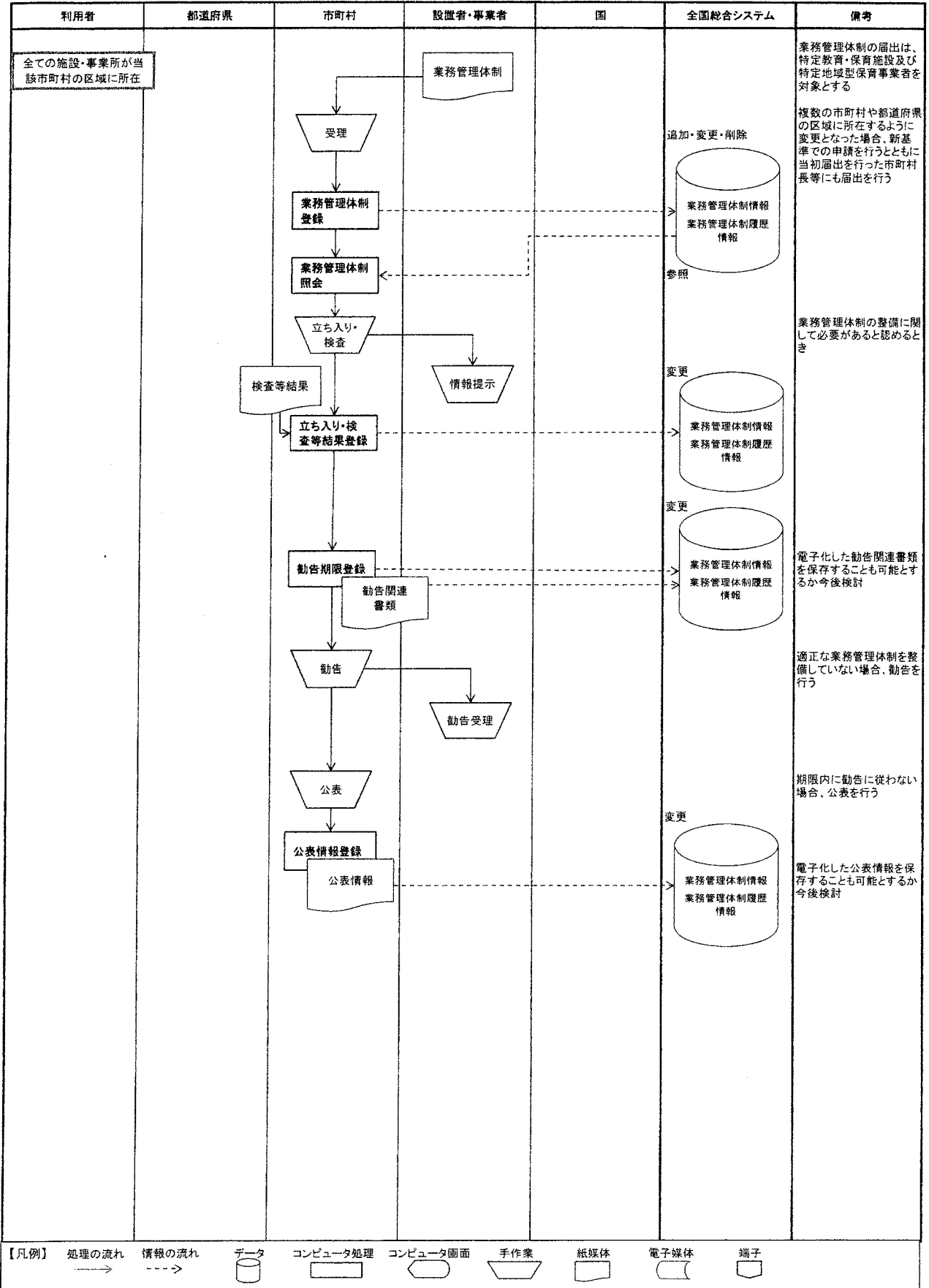
認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(1/8)



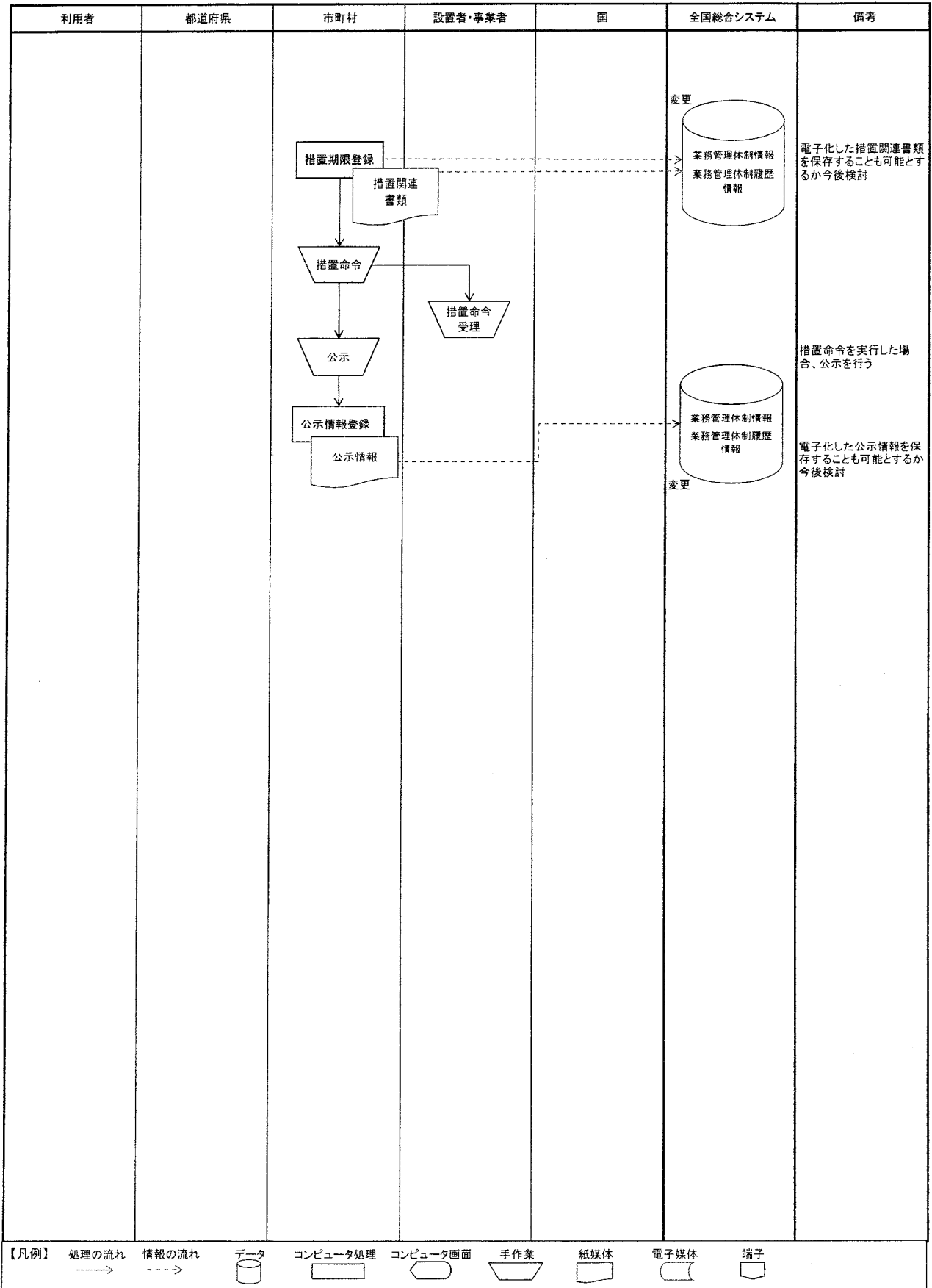
認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(2/8)



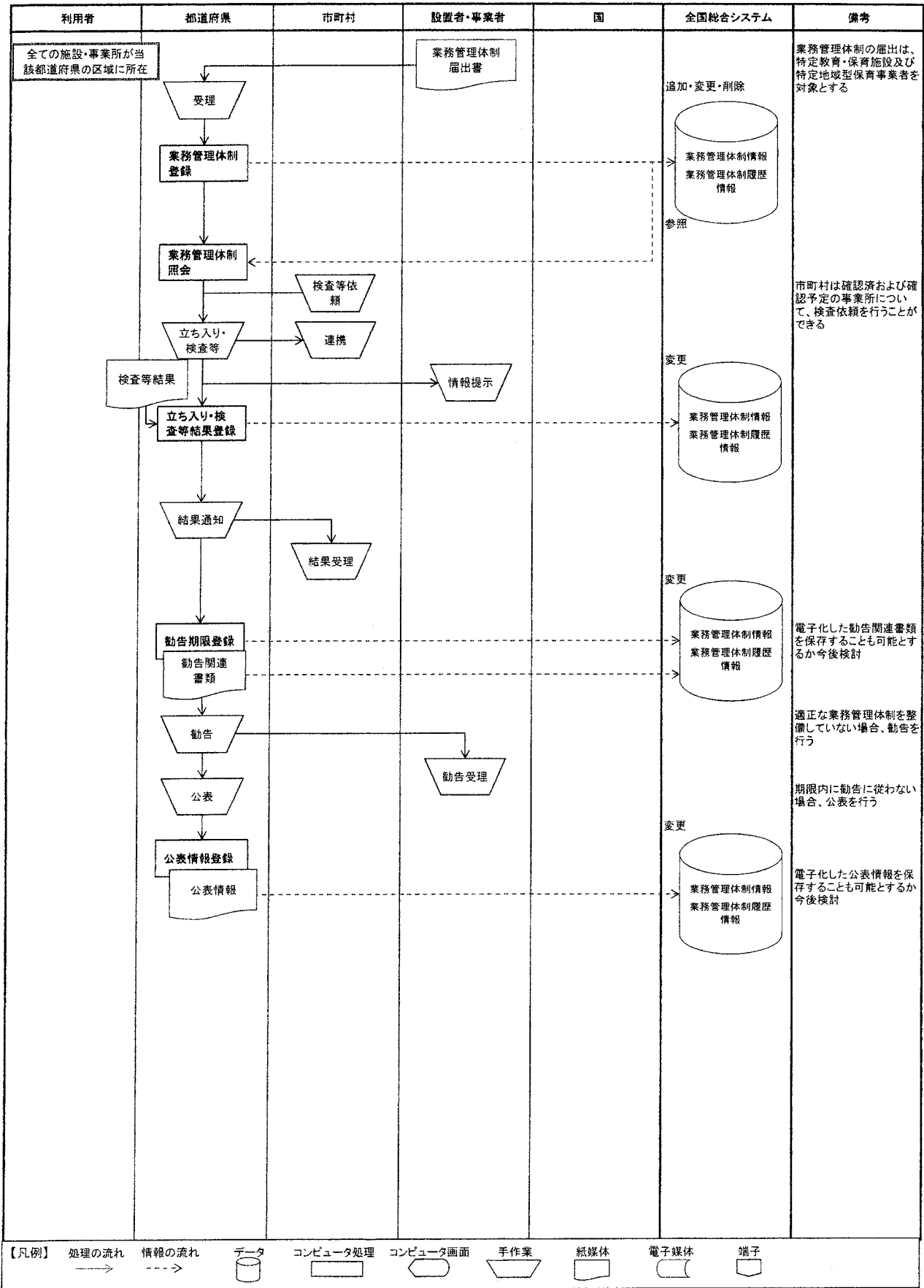
認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(3/8)



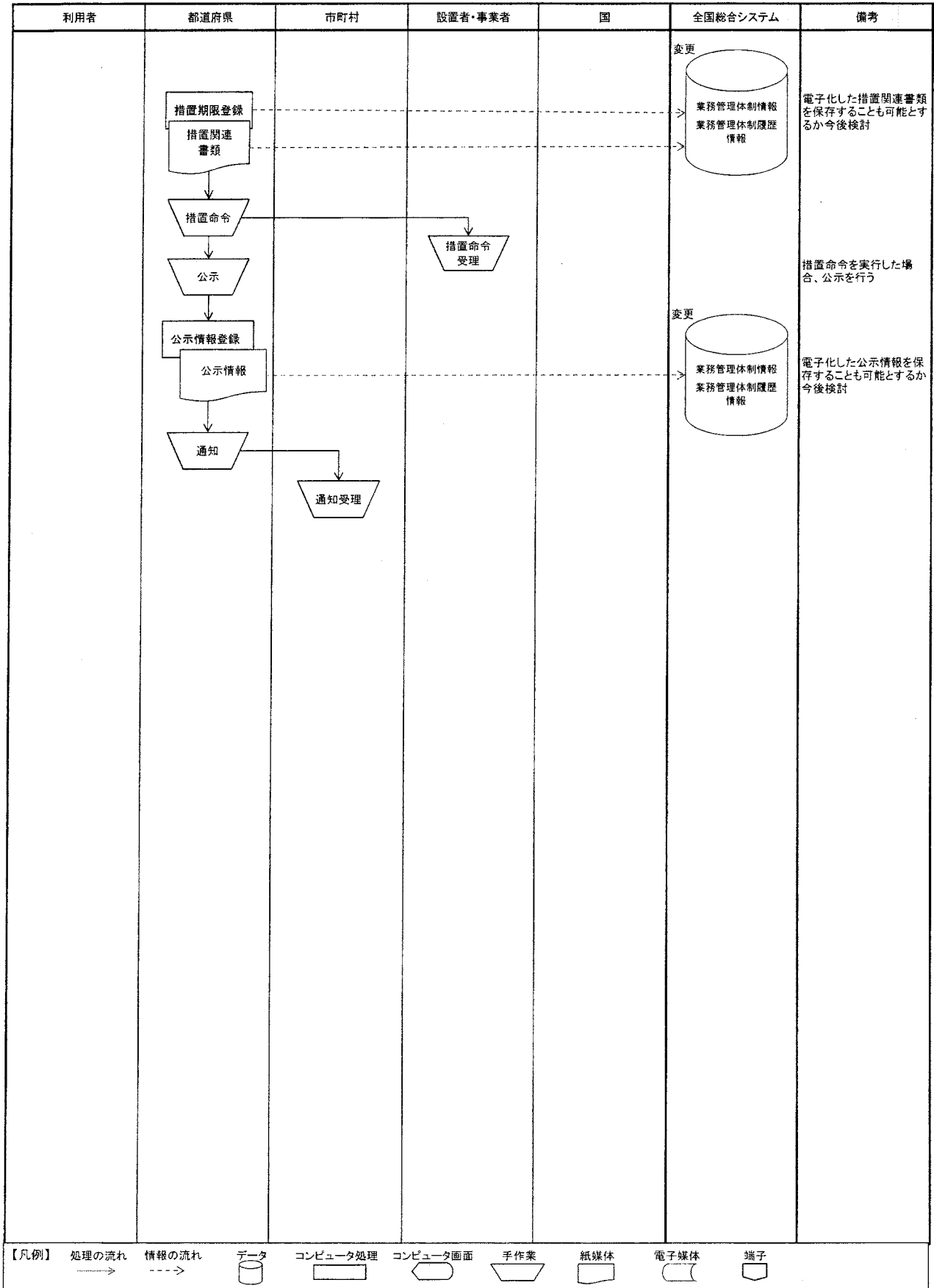
認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(4/8)



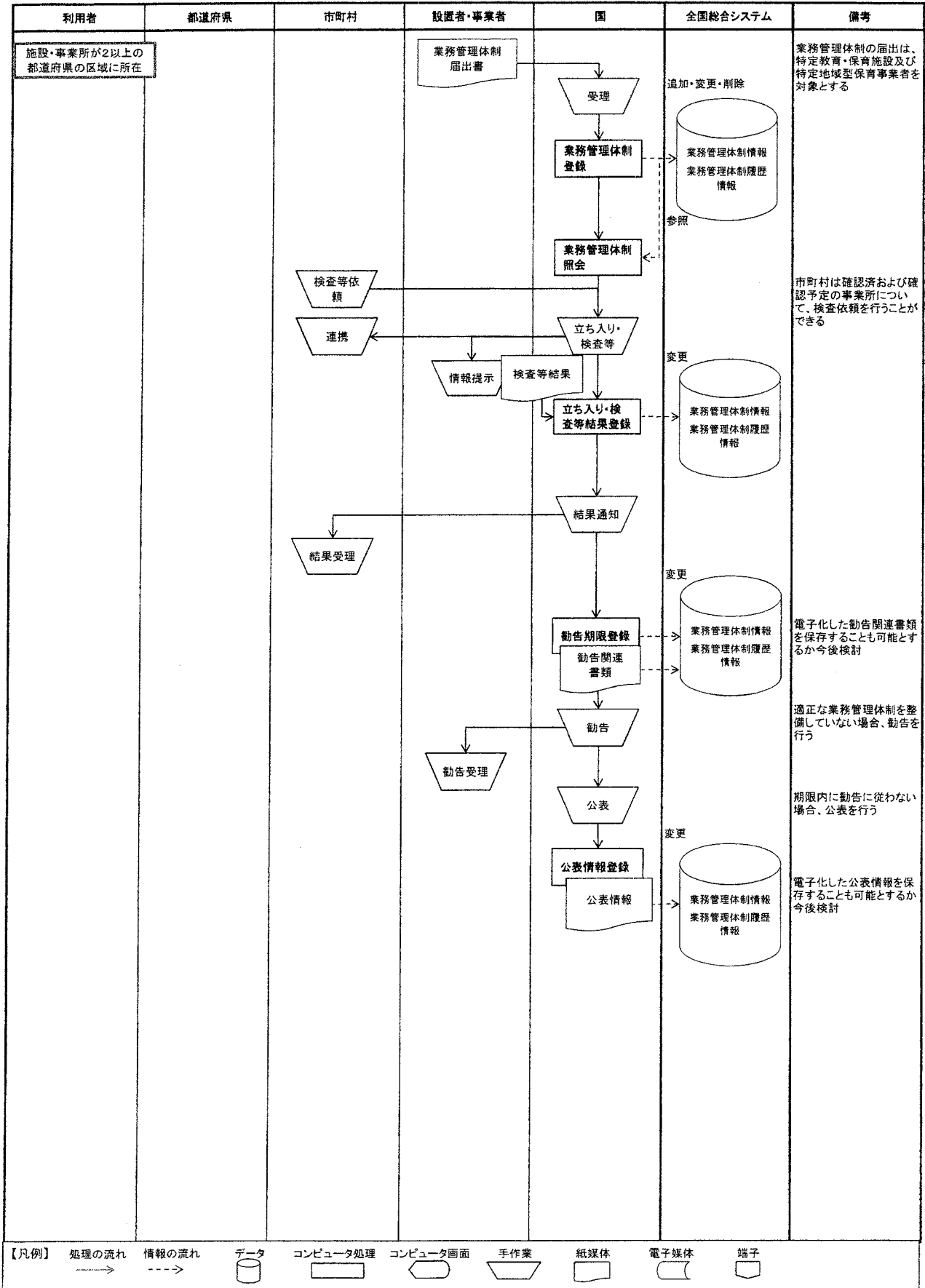
認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(5/8)



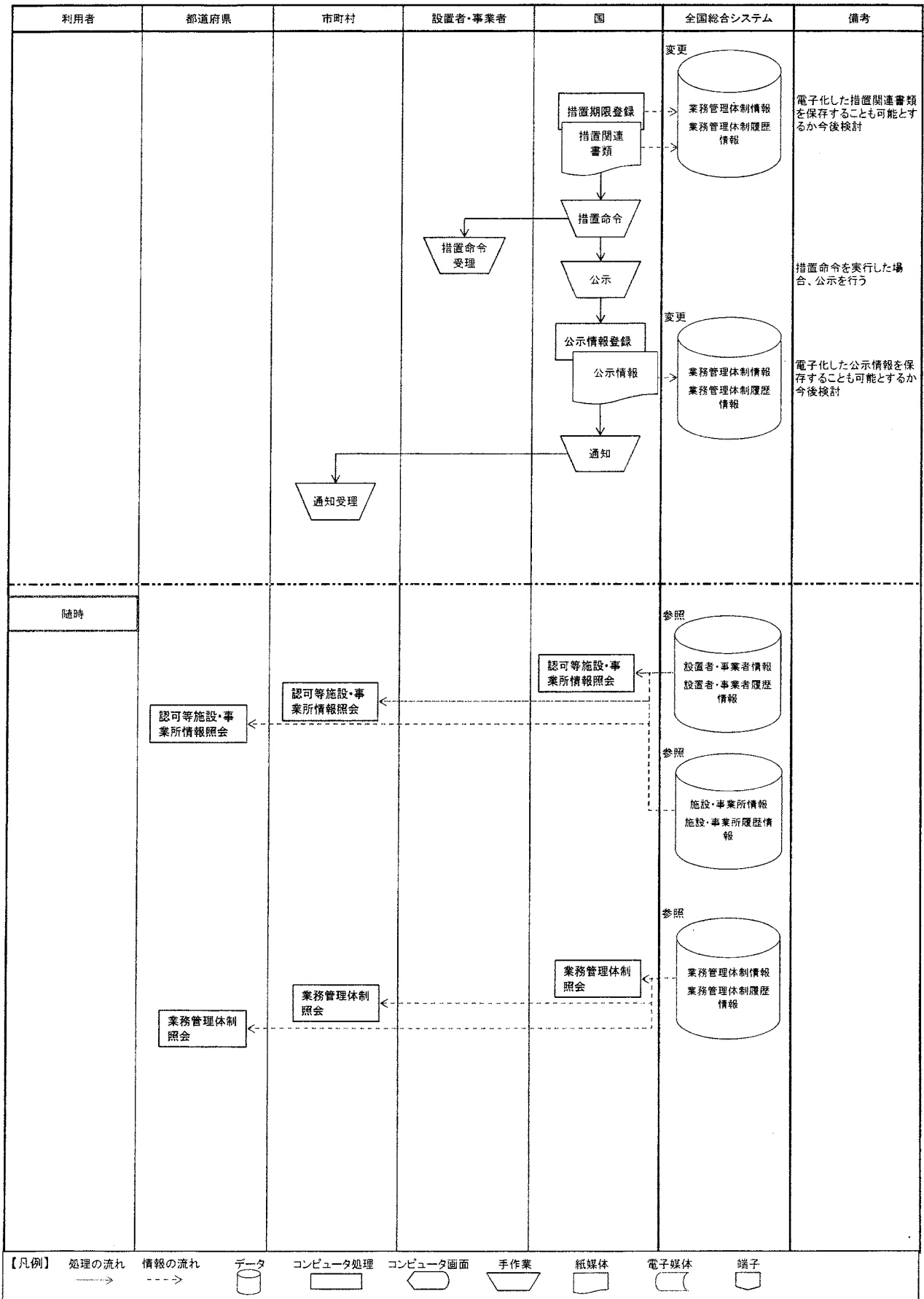
認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(6/8)



認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(7/8)



認可・業務管理体制データ管理システム 処理フロー(8/8)



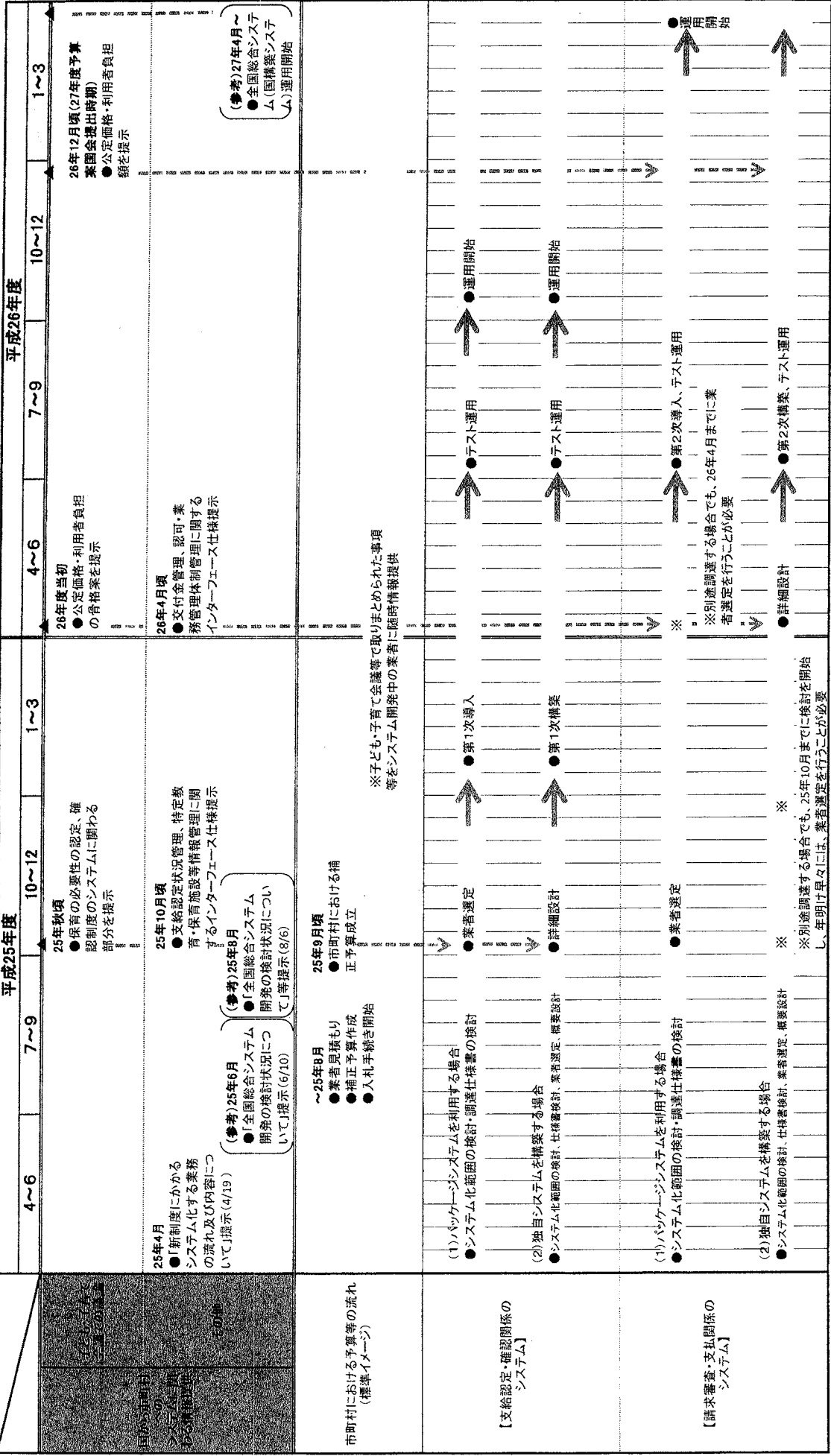
平成25年8月6日（火）
内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

市町村における子ども・子育て支援新制度の円滑な事務執行に向けて

- 市町村において、子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するためには、各市町村が、その実情に応じた事務執行の適切な仕組みを構築することが必要。
- 事務システムについては、大きく、(1)電子システムを構築するか、(2)電子システムは導入せずに新制度に対応した事務システムを構築するか※のいずれかを検討され、(1)の場合については、さらにそのうち、①パッケージソフトウェアを購入するか、②独自システムを構築するかといった選択肢が考えられ、各市町村においては、そういった検討がなされているのではないかと認識している。
 - ※ ただし、(2)を選択した市町村であっても、全国総合システム（国が構築するシステム）に情報提供していただくことは必要であることから、そのためのエントリ画面から必要なデータを入力していただくことを想定している。
- 国としても、
 - ・ 安心こども基金により、自治体における事務システムの構築に必要な経費を確保するとともに、
 - ・ システム構築の参考となるよう、4月19日に「新制度にかかるシステム化する業務の流れ及び内容について」を都道府県、市町村あてに送付するなどの情報提供に努めているところ。
- 新制度施行に伴って発生する市町村事務内容の詳細については、今後の子ども・子育て会議における議論を踏まえて定められるものも相当あるものの、その審議結果を待ってからシステム構築検討を開始することは、27年度からの本格施行、そのために事前に必要となる支給認定事務や確認事務の円滑な実施にとって支障をきたすと考えられる。したがって、市町村の事務システムの調達スケジュールについては、当該市町村の実情に応じて計画的に進めていただければと考えるが、新制度の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、十分留意願いたい。
- そこで、別添のとおり、市町村における調達スケジュール例などの情報をお示しするとともに、システム調達等に関する市町村からのお問い合わせの多い質問に対する回答をお示しすることとしたので参考としていただきたい。
- 各都道府県においても、管内市町村における新制度に係る事務が円滑に行われるよう、進捗状況の把握や必要な助言を行うなど引き続きお力添え願いたい。

子ども・子育て支援新制度に係る市町村が構築する電子システムの調達スケジュールの例

システムに関わる事項の公表時期は、現時点での想定であり、今後の検討状況により変更の可能性が有り得る。



※子ども・子育て会議等で取りまとめられた事項等をシステム開発中の業者に随時情報提供

※別途調達する場合でも、26年4月までに業者選定を行うことが必要

※別途調達する場合でも、25年10月までに検討を開始し、年明け早々に業者選定を行うことが必要

(参考)27年4月～
●全国総合システム(国構築システム)運用開始

●運用開始

●運用開始

子ども・子育て支援新制度に係る市町村が構築する電子システムQ&A

問1 市町村におけるシステム構築の参考資料として、4月19日に「新制度にかかるシステム化する業務の流れ及び内容について」（以下、「システム参考資料」という。）が示されたが、今後、更に詳細な仕様等は示されないのか。

（答）

「システム参考資料」は、各市町村が電子システムをシステム開発業者（システムベンダー）から調達する際に必要となる調達仕様書の作成にあたり、参考としていただくために作成したものであり、各市町村で行う業務の流れとその内容、各業務段階において電子システムで管理する情報の内容等についてお示ししたところ。

市町村における事務処理体制の実情は様々であり、その実情に応じて、どのようにシステムを構築するかは各市町村においてお考えいただくべきものであると考えられることから、国から統一的に調達に必要となる詳細な仕様を示すことは考えていない。

今後、子ども・子育て会議等の審議の状況も踏まえ、市町村が構築するシステムにとって必要と思われる資料（支給認定申請書、確認申請書及び支給認定証等の様式例）については、その旨適宜、情報提供してまいりたい。

問2 「システム参考資料」のみで市町村がシステム構築を進めることは困難ではないか。

（答）

市町村が構築するシステムに関わる事項の具体的な内容については、現在、子ども・子育て会議等において審議を行っているところであるが、その審議結果を待ってからシステム構築検討を開始するのでは、平成27年度からの本格施行、そのために事前に必要となる支給認定事務や確認事務（平成26年10月～）の円滑な実施にとって支障をきたすと考えられる。

まずは、「システム参考資料」を基に、各市町村における補正予算等への必要経費の計上や調達仕様書の作成を進めていただきたい。

なお、各市町村のシステム構築に必要な事項のうち、「保育の必要性の認定」及び「確認制度」については、本年秋頃を目途に子ども・子育て会議において方向性を整理し、システム構築に資する情報をできる限りお示ししたいと考えている。また、「公定価格」及び「利用者負担」については、平成26年度当初を目途に子ども・子育て会議基準検討部会において骨格案をお示しすることとしている。

問3 「システム参考資料」における「市町村業務の大まかな流れ」（2頁）の認定・利用調整の事務の流れによると、利用調整を行った後に、支給認定証を交付することとされている。支給認定証の交付は、申請のあった日から30日以内に行うこととされているが、その間に利用調整を終えることは困難ではないか。

（答）

利用者の利益や市町村の事務負担を勘案すれば、利用調整の結果を経て支給認定証を交付することが望ましいと考えるが、法制度上は、利用調整の結果を待たずに先行して支給認定証を交付することを妨げるものではない。

問4 「システム参考資料」における「市町村業務の大まかな流れ」(2頁)の認定・利用調整の事務の流れによると、利用者負担区分を決定した後に、支給認定証を交付することとされている。そのため、支給認定に係るシステムに利用者負担区分の決定に関する機能を備える必要があるが、利用者負担区分の骨格が示されていない中で、支給認定に係るシステムの構築を進めることは困難ではないか。

(答)

「利用者負担区分」については、平成26年度当初を目途に子ども・子育て会議基準検討部会において骨格案をお示しすることとしているが、現時点においては、本年5月8日に開催された第1回子ども・子育て会議基準検討部会の資料8「公定価格・利用者負担について」に示す利用者負担区分を参考に、システム構築を進めていただきたい。

問5 システムベンダーをどのように選定すればよいか。国から紹介してもらえるのか。

(答)

システムベンダーについては、国が特定の業者を紹介することはできないため、近隣の市町村等に御確認いただいたり、インターネットでお調べいただいたりして情報収集していただきたい。また、選定に当たっては、公平性・公正性が確保されるように努めていただきたい。

なお、システムベンダーの選定に当たって不明な点等があれば内閣府に個別に御相談いただきたい。

問6 支給認定・確認関係のシステムと請求審査・支払関係のシステムの調達については、同時に一本の入札で行ってもよいのか、それとも運用開始時期が異なるため、それぞれ別々に行わなければならないのか。

(答)

支給認定・確認関係のシステムと請求審査・支払関係のシステムとでシステム開発着手時期や運用開始時期は異なるが、各市町村の判断で調達を同時に一本の入札で行うことは可能であると考えている。

なお、各市町村が支給認定・確認関係システムの調達仕様書を作成するために必要となる、「保育の必要性の認定」及び「確認制度」のシステムに関わる部分については、本年秋頃を目途に子ども・子育て会議等において方向性を整理し、システム構築に資する情報をできる限りお示ししたいと考えているが、請求審査・支払関係システムの調達仕様書を作成するために必要となる、「公定価格」等については、平成26年度当初にその骨格案をお示しする予定であることから、それらを前提条件とする仕様書を示すことで適切な業者選定に努めていただきたい。

問7 安心こども基金の「子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業」による助成は少額であり、市町村におけるシステム構築に必要な経費が十分措置されていないのではないか。

(答)

安心こども基金の「子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業」については、パッケージソフトの市場価格等も勘案して、各市町村の児童人口規模に応じた市町村毎の配分額を算出し、所要額を各都道府県に交付したところ。

しかしながら、市町村の実情は様々であり、配分額に過不足を生じることもあると考えられることから、都道府県の判断で市町村の実情を踏まえた配分とすることも可能としている。

なお、限られた財源を効率的かつ効果的に活用する観点から、都道府県ともよく御相談の上、安心こども基金管理運営要領に基づく区分間流用なども必要に応じて御検討いただきたい。